

佐世保市
障がい者プラン
佐世保市
障がい福祉計画



平成24年3月
佐世保市

はじめに

本市では、平成 16 年に策定した「佐世保市障がい者プラン」に基づき、障がいのある人もない人も、誰もが平等に社会を構成する一員として、各分野にわたって平等に参加し活動ができる社会の実現に向け、障がい者の実態に応じたさまざまな施策に取り組んでいます。

平成 18 年 4 月には、障害者自立支援法が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいと、障がいの種別により生じていたサービスの格差解消や充実のために、さらなる障がい者支援の推進が図られました。これに伴い本市では、平成 19 年 3 月に「佐世保市障がい福祉計画」を策定し、同法に掲げられている障がい福祉サービスを円滑に実施することに取り組み、平成 21 年からの第 2 期計画においても継承いたしました。

この間、国においては、平成 18 年 12 月に国連総会で採択された障がい者権利条約の発効を受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組んでいます。その中で、施行から 6 年経過しました「障害者自立支援法」についても「障害者総合支援法（仮称）」に名称を改め、平成 25 年 4 月に施行予定とされています。

このように障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中、現行の二つの計画が計画期間を終了することから、新たな「佐世保市障がい者プラン」及び第 3 期計画となる「佐世保市障がい福祉計画」を、前計画と同様に一体的なものとして策定いたしました。

本計画は、障がいの有無で特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常で、本来の望ましい姿であるとする「ノーマライゼーション」の理念の下、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現という目標を継承しながら、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指しています。

前計画を継承し、福祉施策の指針として施策のさらなる充実を図っていきたいと思いますので、関係者の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様や、パブリック・コメント等で貴重なご意見やご提言をいただきました市民の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成 24 年 3 月

佐世保市長 朝 長 則 男

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと計画期間	2
3 計画の理念と目標	2
4 計画の基本的視点	3
5 障がい者支援施策の体系	5
6 計画の策定体制	6

第2章 佐世保市の現状

1 人口等の動向	7
2 身体障がい者の状況	10
3 知的障がい者の状況	13
4 精神障がい者の状況	14
5 障がい児の就学の状況	15
6 障がい者の雇用の状況	17
7 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ	18

第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 啓発・広報	22
1. 啓発・広報活動の推進	22
2. 人権教育・福祉教育や交流及び共同学習の推進	25
2 生活支援	26
1. 相談支援体制の充実	26
2. 日中活動の場及び在宅サービスの充実	29
3. 入所施設・長期入院から地域生活への移行促進	31
4. 居住支援の充実	33
5. 地域で支え合うネットワークづくり	34
6. 移動・外出の支援	36
7. コミュニケーションの支援と情報提供	38
8. 経済的自立と負担の軽減	40
9. スポーツ・文化活動の振興	41

3	生活環境	43
1.	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	43
2.	障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進	46
4	教育・育成	49
1.	療育、教育相談、就学指導体制の充実	49
2.	障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進	52
5	雇用・就業	55
1.	障がい者のための総合的な就労支援	55
2.	障がい者雇用に対する理解の促進	58
6	保健・医療	60
1.	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療	60
2.	障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実	63

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1	平成26年度の目標値	65
2	事業量見込み	68

第5章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	83
2	計画の進捗管理	83

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

障がい者の生活を取り巻く制度や環境は、近年大きく変わってきています。中でも最も大きな変更点の一つが、平成 18 年 4 月からの「障害者自立支援法」の施行による、障がい者施策の3障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）一元化と障がい者に対するサービス体系の再編でした。

本市においても、この施行に伴い、平成 19 年 3 月に「佐世保市障がい福祉計画」を策定し、障がい者の自立に関する平成 23 年度における数値目標を定めるとともに、その達成に向け、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりへの取り組みを進め、その目標と取り組みは、平成 21 年 3 月、「佐世保市障がい者プラン」と同時策定の第 2 期計画（平成 21～23 年度）にも引き継がれました。

一方、国では障がい者権利条約の採択と発効を受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成 22 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者総合支援法（仮称）」策定までのつなぎ法として、障害者自立支援法の改正が行われました。

そこでは、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実（支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、基幹相談支援センターの設置等）、障がい児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等）、地域における自立した生活のための支援の充実（グループホーム・ケアホーム※利用の際の助成を創設、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設等）などの改正内容が示されています。

そこで、本市においても、両計画が平成 23 年度までの計画期間終了を迎えることを契機に、これら法改正の内容と第 2 期計画期間中における取り組みの成果を踏まえ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズ、さらには新たに創設された福祉サービスにも対応した、新しい「佐世保市障がい者プラン」及び「佐世保市障がい福祉計画」を策定することとしました。

※ グループホーム・ケアホーム：

生活援助・生活介護を受けながら、共同で暮らす目的の施設。グループホーム（共同生活援助）については、世話人が配置され、家事等の日常生活上の支援を提供。ケアホーム（共同生活介護）については、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供。

2 計画の位置づけと計画期間

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者自立支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」を一体として策定するものです。

「障がい福祉計画」は、「障がい者プラン」のなかの「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3年を1期として策定する短期の計画ですが、

「障がい者プラン」は、本来、障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期（5年～10年程度）の計画です。しかし、今後、「障害者総合支援法（仮称）」の制定が予定されていることから、本計画は「障がい者プラン」も含め、平成24年度から平成26年度までの3か年計画とします。

また、発達障害者支援法に基づき、市町村は、発達障がいの早期発見、早期の発達支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族への相談支援等の責務を有しており、障害者基本法の改正においても発達障がい者が障がい者に含まれることが明示されたことから、本計画は、発達障がい者の支援に関する計画としても位置づけます。

3 計画の理念と目標

この計画は、ノーマライゼーション*の理念の下、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現を目標とします。

また、障害者自立支援法の趣旨に則り、障がい者の自立への意欲を高めるとともに、施設入所・入院から地域生活への移行を促進し、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指します。

※ ノーマライゼーション：

障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

4 計画の基本的視点

(1) 障がい者の主体性、自立性の確立

障がい者の主体的な選択・決定とさまざまな「自立」のスタイルを尊重し、障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、家庭、職場、学校、施設などあらゆる場において、それぞれの能力を発揮できるようにするための支援施策を推進します。

(2) 障がい者のライフサイクルを見通した個別支援システムの強化と連携

障がい者に対する支援は、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までの障がい者のライフサイクルを見通し、継続的かつ総合的に行うことが必要です。

これまでの障がい者に対する支援は、それぞれの障がいの特性と時期に応じた各専門機関による支援の充実を図ることに重点が置かれ、多くの場合、関係者間の連携がないまま、とぎれとぎれの状態で支援が行われてきました。支援を受ける障がい者本人の人生は連続したものでありながら、ライフサイクルの各時期に行われる支援が、それぞれの節目でうまくつながらず、分断された状況にあり、このことは関わる人が代わるたびにやり方も変わり、本人や家族が戸惑う原因にもなっています。

幼児期の療育、就学期の特別支援教育、学校卒業後の就労や社会参加に対する支援など、それぞれのライフサイクルで提供される支援が連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有の仕組みづくりを行い、個別支援システムの強化を図ります。

(3) すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり

障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりをめざします。そのためには、幅広い分野の取り組みを要するとともに、行政はもちろん、社会のすべての構成員が障がい者問題を理解し、主体的に取り組んでいく必要があります。このような全員参加による取り組みを進めていくためにも、地域住民や企業等に対する啓発・広報の一層の充実に努めます。

また、障がい者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすい社会づくりというユニバーサルデザイン※の観点から、障がい者の利便を前提にした各種施策を一般的な施策の中に位置づけて推進するように努めます。

※ ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード（施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっている。

（４）障がいの重度化・重複化への対応（重症心身障がい児（者）への対応）

近年、障がいが重度であったり、重複したりしているため、常時介護や援護を必要としている障がい者の割合は増加する傾向にあります。このため、これら重度重複障がい者のニーズに配慮した施策の推進を図る必要があります。特に、重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している重症心身障がい児（者）の中には、専門的な医療ケアを必要とする人も多く、家族による医療ケアの必要性も高まる傾向にあります。在宅福祉サービスの基盤整備と適切な提供や在宅医療の充実によって、家族一人一人の自己実現を支援していく必要があります。

（５）障がい者の高齢化への対応

人口構造の高齢化に伴い、障がい者の高齢化が進むとともに、障がいが発生する高齢者が多くなっています。さらに、高齢化の波は、障がい者本人以上にその両親等介助者にも押し寄せており、家庭における介護力の低下が問題となってきました。このため、介護保険サービスとの役割分担や連携を図りながら、生活支援の充実、生活環境の整備促進を図ります。

（６）多様な障がいに対応する専門性や体制の整備

高次脳機能障がい※¹、また、発達障がいである、高機能自閉症※²・ADHD（注意欠陥／多動性障がい）・LD（学習障がい）といった幅広い障がいへの対応が求められています。これらのさまざまな障がいに対する専門性を高め、さまざまな障がい特性に対応できるホームヘルパーの養成など体制の整備を図ります。

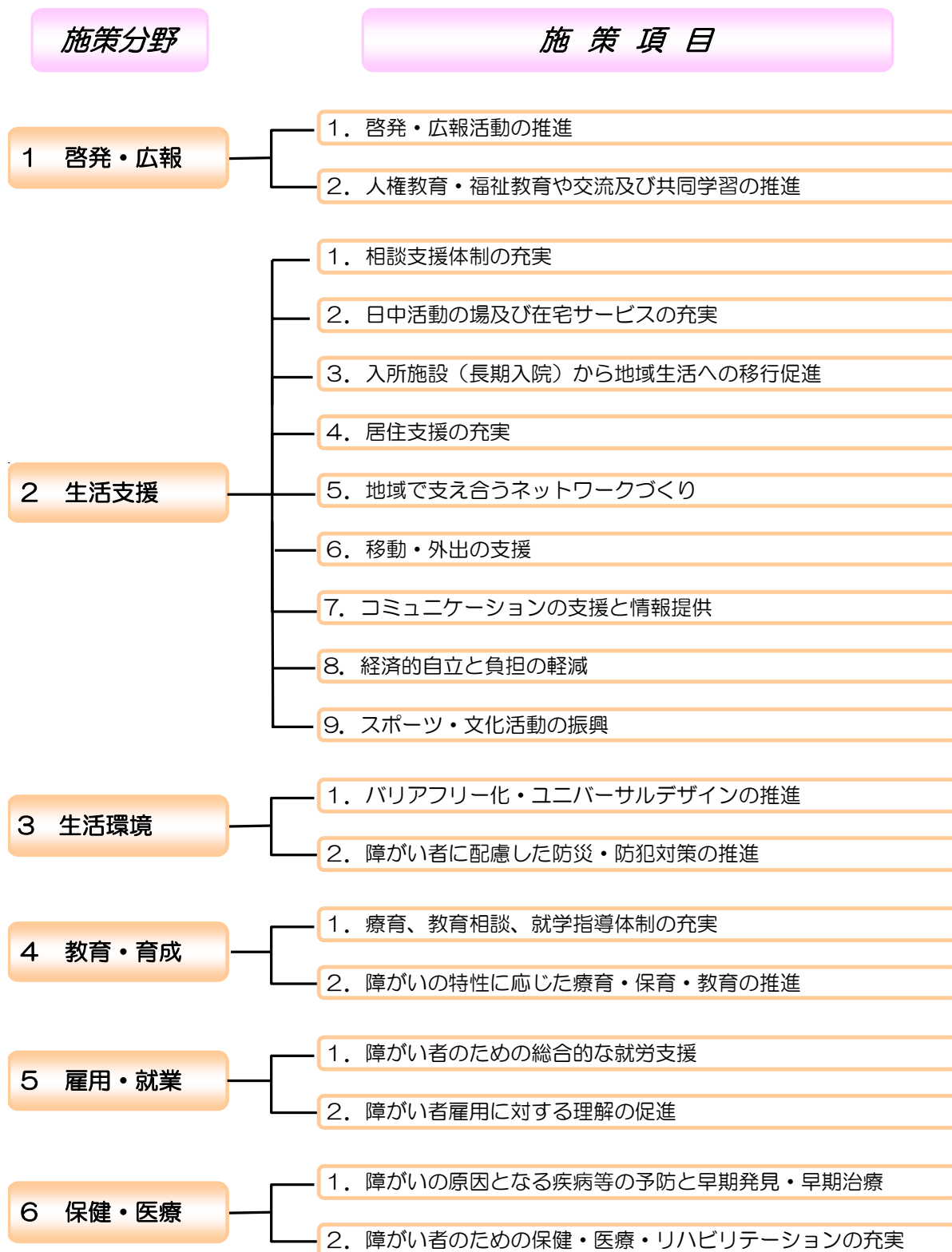
※¹ 高次脳機能障がい：

脳卒中や交通事故での脳外傷などにより、脳が損傷し、言葉や記憶、計算、行為、空間認知など複雑な脳の機能に障がいが生ずること。社会生活への適応が困難となる障がいであるが、その多くが退院後などに確認され、外見上は身体障がいが見うけられない場合が多く、本人の障がい認識も薄いのが特徴。

※² 高機能自閉症：

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

5 障がい者支援施策の体系



6 計画の策定体制

（１）障がい者専門部会の設置

本計画の策定を行うにあたり、保健・医療・福祉・労働・教育関係者、学識経験者や障がい者団体・障がい者施設の代表者等の意見を反映させるため、「佐世保市保健・医療・福祉審議会」の下に「障がい者専門部会」を設置し、審議を重ねていただきました。

（２）アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の生活実態や障がい福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するために、障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	平成 23 年 8 月 1 日現在、市内在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の中からそれぞれ無作為抽出（身体障害者手帳所持者：2,000 人、療育手帳所持者：1,000 人、精神障害者保健福祉手帳所持者：1,000 人）した 4,000 人
調査方法	郵送による配付回収
調査期間	平成 23 年 8 月 4 日（木）～平成 23 年 8 月 19 日（金）
回収結果	配布数：4,000 件 有効回収数：1,844 件（有効回収率：46.1％）

（３）ヒアリング調査の実施

アンケート調査では把握しきれない障がい者の生活課題や福祉ニーズ、各種障がい者団体の活動状況とその課題、さらにはサービス提供現場における現状と課題を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。調査は、障がい者団体、ボランティア団体及びサービス事業所を対象に、ヒアリングシートを配付し回答を依頼するとともに、回答のあった団体、事業所の一部を対象として直接の聞き取りによる調査を行いました。

第2章 佐世保市の現状

1 人口等の動向

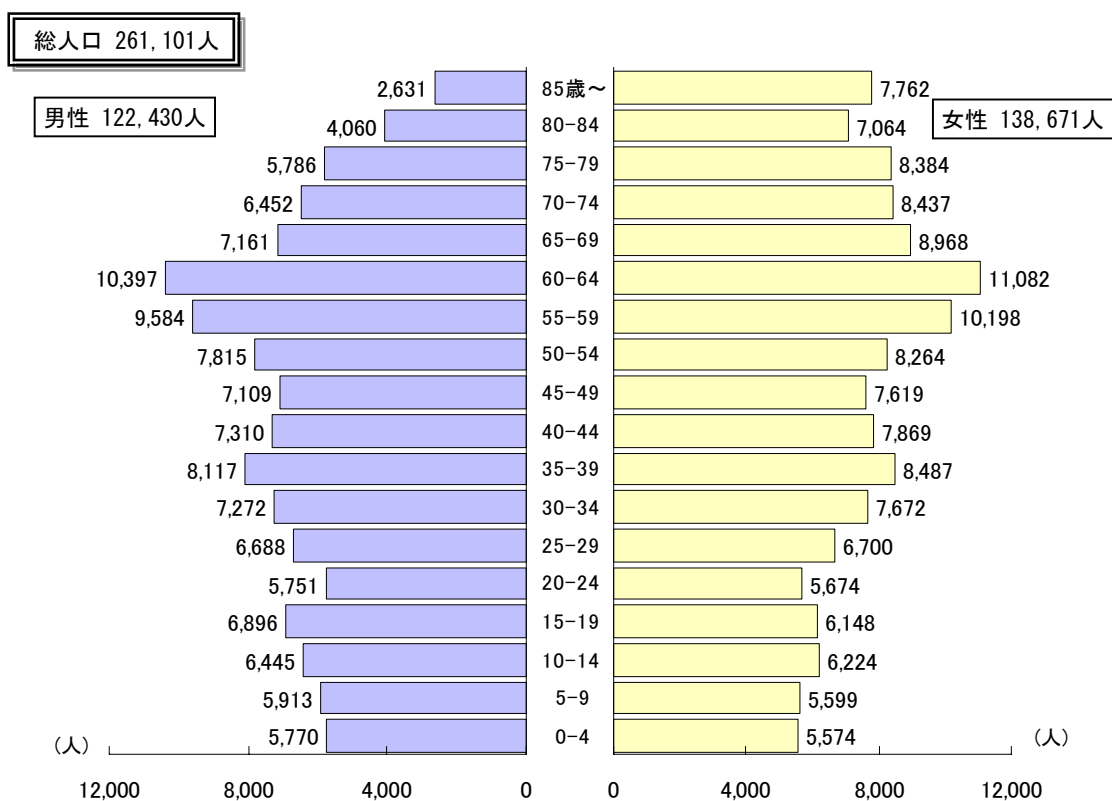
(1) 人口構造

本市の平成 22 年 10 月 1 日現在の総人口は、男性 122,430 人、女性 138,671 人の計 261,101 人です。人口ピラミッドを見ると、いわゆる団塊の世代を含む 60 歳代前半が多く、14 歳以下の年少人口は少なくなっていることがわかります。

また、65 歳以上の人口は 66,705 人で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は 25.8%（年齢不詳を除いて算出）となっています。

現在、最も人口の 60 代前半が順次高齢者の仲間入りをしていくため、高齢化率のさらなる上昇が見込まれます。

人口ピラミッド（平成22年10月1日現在）



※年齢階層別人口には年齢不詳を含まず。

資料: 国勢調査

(2) 人口と世帯数の推移

本市の人口は、平成2年以降はおおむね減少傾向にありますが、世帯数は一貫して増加傾向にあります。（平成17年及び22年はそれぞれ市町村合併により人口、世帯数ともに増加しています。）

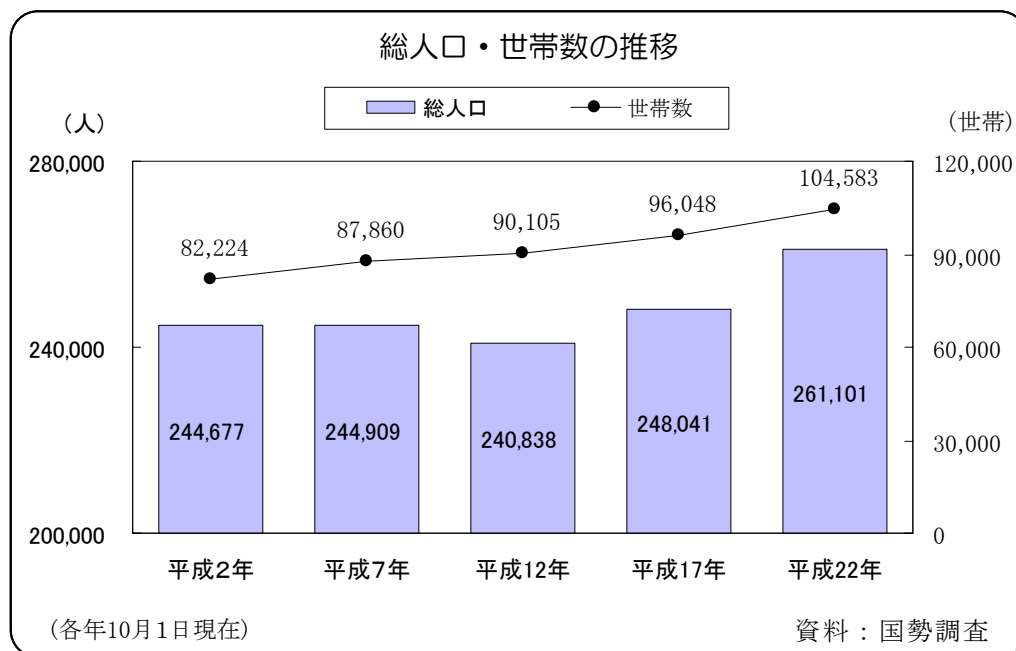
また、年齢階層別の推移を見ると、年少人口割合が低下する一方で、老年人口割合が上昇しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

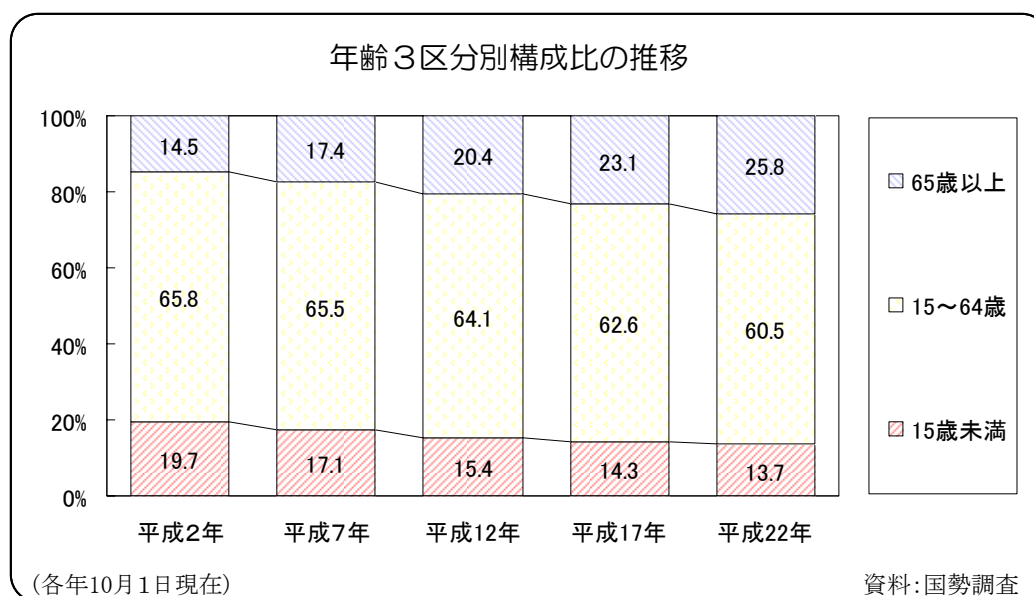
人口と世帯数の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	244,677	244,909	240,838	248,041	261,101
男	114,788	114,987	113,153	116,726	122,430
女	129,889	129,922	127,685	131,315	138,671
15歳未満	48,058	41,924	37,027	35,530	35,525
15～64歳	160,836	160,305	154,143	155,115	156,652
65歳以上	35,486	42,597	49,123	57,155	66,705
一般世帯数(世帯)	82,224	87,860	90,105	96,048	104,583

※各年10月1日現在

※年齢3区分人口には年齢不詳を含まず。





2 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成23年3月末現在12,021人(総人口の4.6%)で、うち65歳以上の高齢者が8,028人で全体の66.8%を占めています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が6,104人(50.8%)と最も多く、次いで内部障がい(3,739人(31.1%))となっています。また、重度障がい者(1、2級)は5,573人で、全体の46.4%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	4	1	0	1	0	0	6
	18～64歳	124	82	21	14	29	18	288
	65歳以上	270	207	41	45	68	63	694
	合計	398	290	62	60	97	81	988
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	2	6	8	8	0	9	33
	18～64歳	39	107	28	21	2	54	251
	65歳以上	31	148	102	156	5	349	791
	合計	72	261	138	185	7	412	1,075
音声・言語 障がい	18歳未満	0	2	0	0	0	0	2
	18～64歳	0	1	23	32	0	0	56
	65歳以上	0	4	38	15	0	0	57
	合計	0	7	61	47	0	0	115
肢体不自由	18歳未満	70	26	18	7	9	2	132
	18～64歳	484	484	344	408	352	117	2,189
	65歳以上	587	778	734	1,067	446	171	3,783
	合計	1,141	1,288	1,096	1,482	807	290	6,104
内部障がい	18歳未満	19	0	7	3	0	0	29
	18～64歳	566	13	197	231	0	0	1,007
	65歳以上	1,483	35	584	601	0	0	2,703
	合計	2,068	48	788	835	0	0	3,739
合計	18歳未満	95	35	33	19	9	11	202
	18～64歳	1,213	687	613	706	383	189	3,791
	65歳以上	2,371	1,172	1,499	1,884	519	583	8,028
	合計	3,679	1,894	2,145	2,609	911	783	12,021

※平成23年3月末現在

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移は以下のとおりです。平成21年度は市町村合併があったため、前年度との比較ができません（以下同じ。）が、18年度から22年度までの増加率が最も高かったのは「4級」で23.0%の増加となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

等 級	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 級	3,282	3,326	3,403	3,732	3,679
2 級	1,807	1,819	1,797	1,944	1,894
3 級	1,947	1,922	1,997	2,225	2,145
4 級	2,121	2,233	2,303	2,615	2,609
5 級	903	900	909	928	911
6 級	728	713	728	796	783
合 計	10,788	10,913	11,137	12,240	12,021

※各年度末現在

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に見ると、平成18年度から22年度までの増加率が最も高かったのは「内部障がい」で、15.5%の増加となっています。

障がい種別身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

障がい種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚障がい	989	963	952	1,031	988
聴覚・平衡 機能障がい	936	957	995	1,091	1,075
音声・言語 障がい	106	114	119	124	115
肢体不自由	5,521	5,582	5,651	6,179	6,104
内部障がい	3,236	3,297	3,420	3,815	3,739
合 計	10,788	10,913	11,137	12,240	12,021

※各年度末現在

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、平成 18 年度から 22 年度までの増加率が最も高かったのは「65 歳以上」で、14.0%の増加となっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	208	205	191	198	202
18歳～64歳	3,535	3,532	3,525	3,743	3,791
65歳以上	7,045	7,176	7,421	8,299	8,028
合 計	10,788	10,913	11,137	12,240	12,021

※各年度末現在

3 知的障がい者の状況

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成22年度末現在2,146人（総人口の0.8%）で、年々増加する傾向にあります。

障がい程度別に見ると、軽度のB2判定が780人と最も多く、全体の36.3%を占めています。

また、平成21年度から22年度にかけての増加率が高いのも軽度のB2判定で、増加率は9.1%となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数 (単位：人)

障がい程度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A1判定	424	444	459	479	498
A2判定	313	308	307	326	344
A判定	3	3	2	1	2
B1判定	439	444	466	500	522
B2判定	594	608	628	715	780
B判定	4	4	1	0	0
合 計	1,777	1,811	1,863	2,021	2,146

※各年度末現在

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、平成22年度末の18歳未満の構成割合は15.5%となっています。

年齢階層別療育手帳所持者数 (単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	264	269	271	301	332
18歳～64歳	1,384	1,400	1,439	1,564	1,649
65歳以上	129	142	153	156	165
合 計	1,777	1,811	1,863	2,021	2,146

※各年度末現在

4 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成22年度末現在1,199人で、総人口の0.4%となっています。

また、障がいの等級別に見ると2級が最も多く、全体の68.7%を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

等級	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	155	149	160	168	183
2級	550	570	636	718	824
3級	116	128	146	170	192
合計	821	847	942	1,056	1,199

※各年度末現在

(2) 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、18歳未満は極めて少数で、18歳以上が大半を占めています。

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

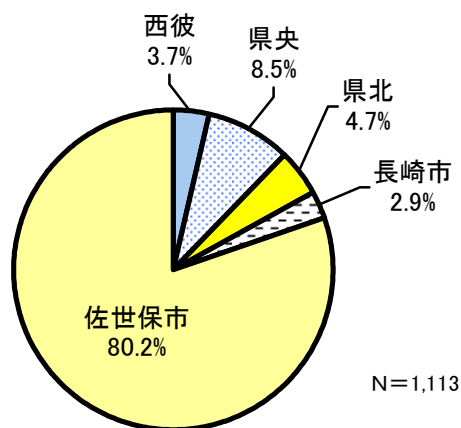
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	6	4	6	6	5
18歳～64歳	727	752	831	933	1,062
65歳以上	88	91	105	117	132
合計	821	847	942	1,056	1,199

※各年度末現在

(3) 精神障がい者の県内入院状況

平成21年6月30日現在、県内の病院に入院している本市出身の精神障がい者は1,113人で、うち893人(80.2%)が本市内の病院に入院しています。

精神障がい者の保健所管轄別入院先の割合



(平成21年6月30日現在)

5 障がい児の就学の状況

(1) 市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は、以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

区 分				平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特別支援学級	知的障がい	小学校	学級数	24	27	27	30	32
			児童数	74	82	90	99	104
		中学校	学級数	14	14	13	12	13
			生徒数	29	38	50	45	47
	自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	4	5	7	9	8
			児童数	8	8	12	15	16
		中学校	学級数	1	2	2	5	6
			生徒数	1	2	4	11	14
	肢体不自由	小学校	学級数			1	1	1
			児童数			1	1	1
	弱視	小学校	学級数		1	1	1	1
			児童数		1	1	1	2
	病弱(院内)	小学校	学級数	1	1	1	1	1
			児童数	2	2	2	2	4
	病弱	小学校	学級数					1
			児童数					1
	難聴	小学校	学級数				1	1
			児童数				1	1
		中学校	学級数				1	1
			生徒数				1	1
通級指導教室	情緒障がい	小学校	教室数	9	9	8	8	8
			児童数	123	112	101	101	107
		中学校	教室数	2	2	2	1	1
			生徒数	26	20	17	18	14
	LD・ADHD	小学校	教室数		1	1	1	1
			児童数		10	12	10	13
	言語障がい	小学校	教室数	6	6	8	10	10
			児童数	94	98	103	158	144
	難聴	小学校	教室数	1	1	1	1	1
			児童数	7	8	2	3	3

※各年5月1日現在(ただし、「病弱(院内)」は年間の利用人数)

(2) 市内の特別支援学校の状況

市内の特別支援学校の状況は、以下のとおりです。

特別支援学校の状況

種別	学校名	佐世保市からの在学者数（人）				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
聴覚障がい	長崎県立ろう学校佐世保分校	4	3	2	0	9
知的障がい 肢体不自由	長崎県立佐世保特別支援学校		36	27	79	142

※平成23年5月1日現在

6 障がい者の雇用の状況

(1) ハローワーク佐世保・江迎管内企業の障がい者の雇用状況

平成23年6月1日現在、ハローワーク佐世保・江迎管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（1.8％）を達成している企業は185社中107社で、達成率は57.8％となっています。（佐々町・小値賀町・平戸市・松浦市を含む）

企業規模別の障がい者雇用状況

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数 (人)	障がい者 雇用率(%)	雇用率未達成 企業の割合(%)
56～99人	112	8,311.5	173.0	2.08	41.1
100～299人	60	9,830.0	159.0	1.62	43.3
300人以上	13	10,512.0	181.5	1.73	46.2
計	185	28,653.5	513.5	1.79	42.2

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

資料:ハローワーク佐世保

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成23年6月1日現在、市の行政機関における障がい者雇用率は2.0％で、法定雇用率2.1％に達していません。

市の行政機関における障がい者の雇用状況

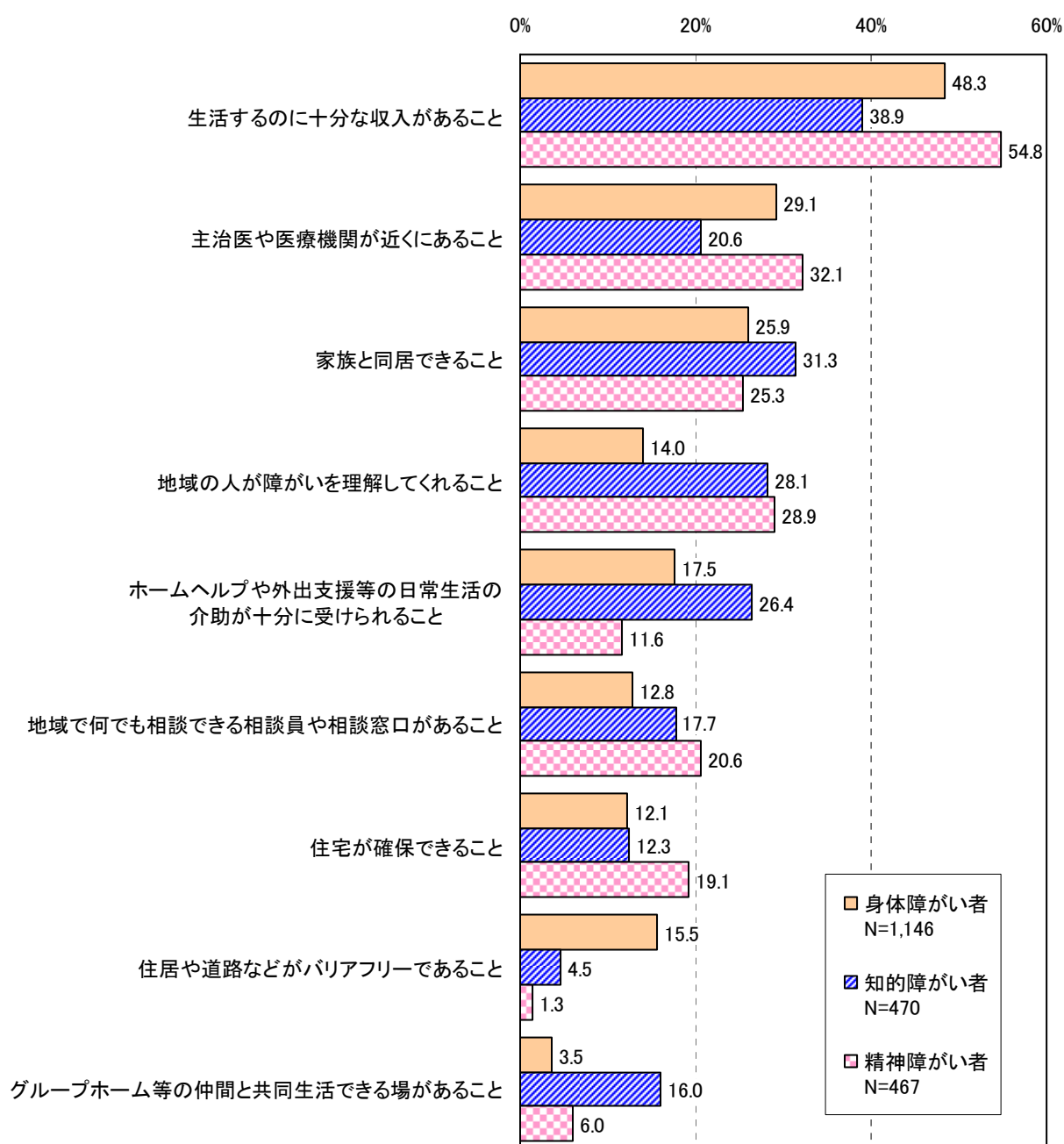
部 局	職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率
市役所全部局	3,421人	2,450人	49人	2.0%

※障がい者数は、重度障がい者10名を2倍で計上している(実人員は39名)。

7 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ

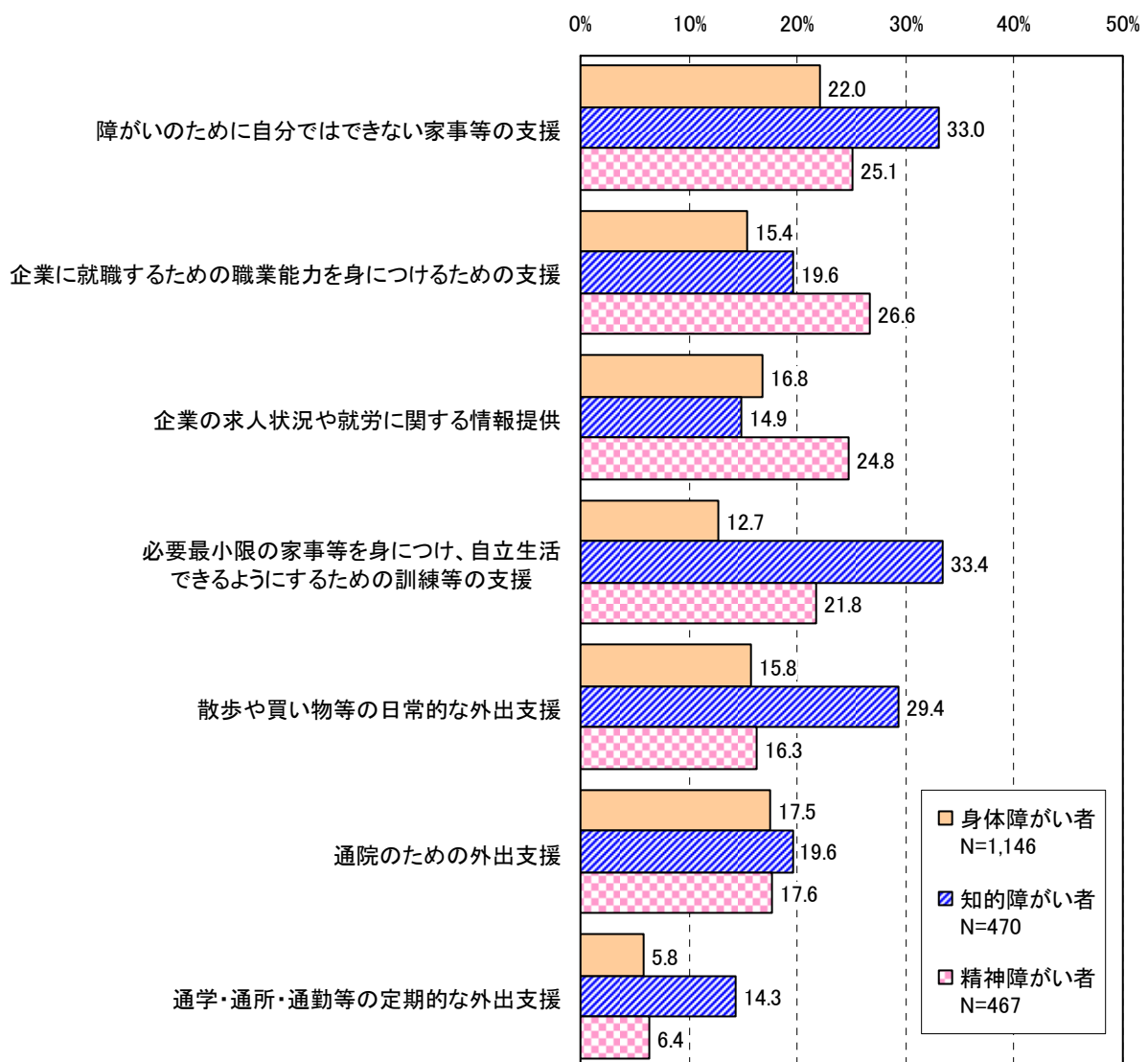
(1) 自宅や地域で生活しやすくなるための条件

自宅や地域で生活しやすくなるための条件として、最も回答割合が高かったのは、3障がいともに「生活するのに十分な収入があること」でした。また、身体障がい者と精神障がい者については「主治医や医療機関が近くにあること」、知的障がい者については「家族と同居できること」がそれぞれ2番目に挙がっており、知的障がい者と精神障がい者については「地域の人が障がいを理解してくれること」が3番目に挙がっています。



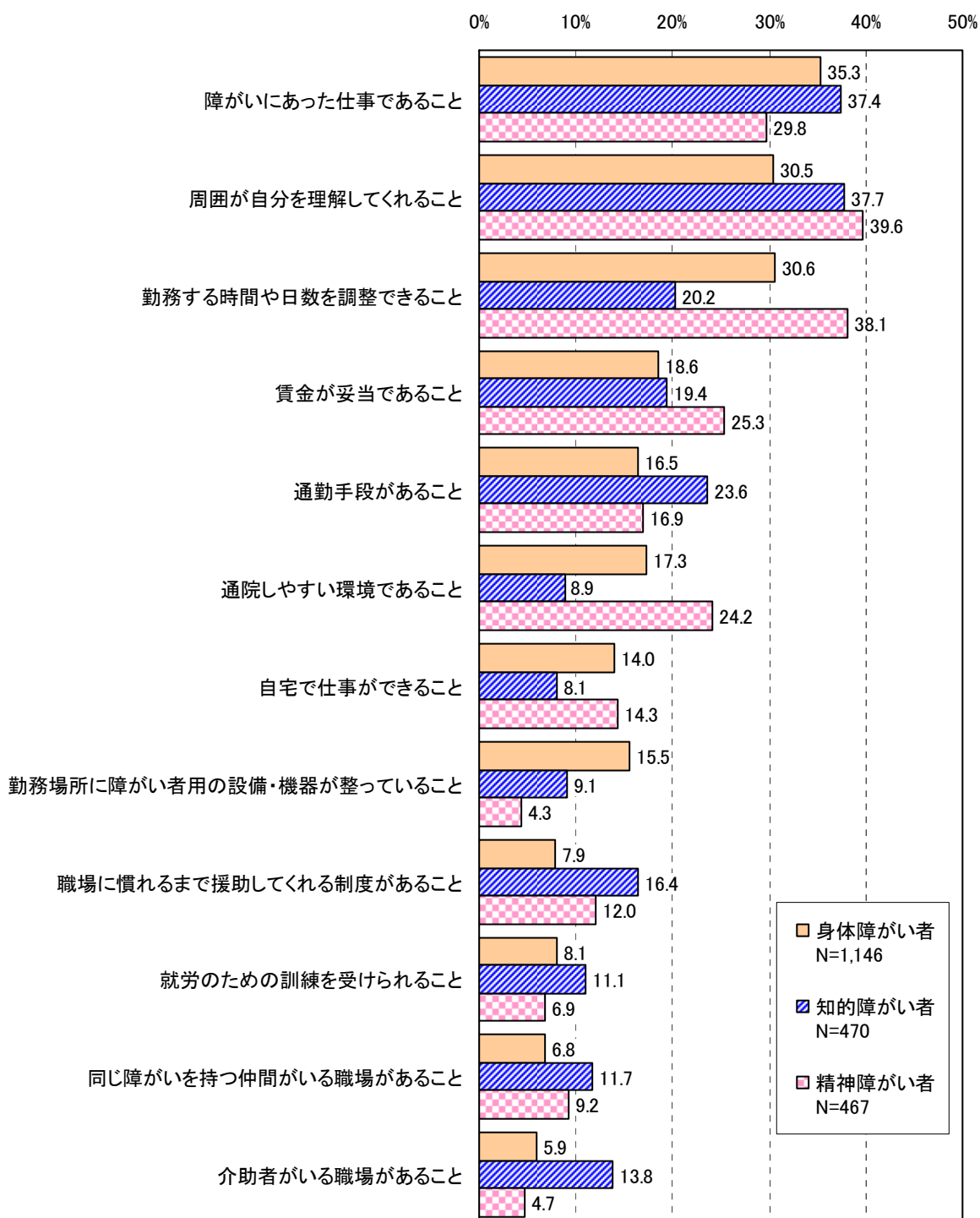
（２）日常生活をより安心して快適なものとするために必要な支援やサービス

日常生活をより安心して快適なものとするために必要な支援やサービスとして、身体障がい者については「障がいのために自分ではできない家事等の支援」や「通院のための外出支援」、知的障がい者については「必要最小限の家事等を身につけ、自立生活できるようにするための訓練等の支援」や「障がいのために自分ではできない家事等の支援」、「散歩や買い物等の日常的な外出支援」、精神障がい者については「企業に就職するための職業能力を身につけるための支援」や「障がいのために自分ではできない家事等の支援」、「企業の求人状況や就労に関する情報提供」が、それぞれ上位に挙がっています。



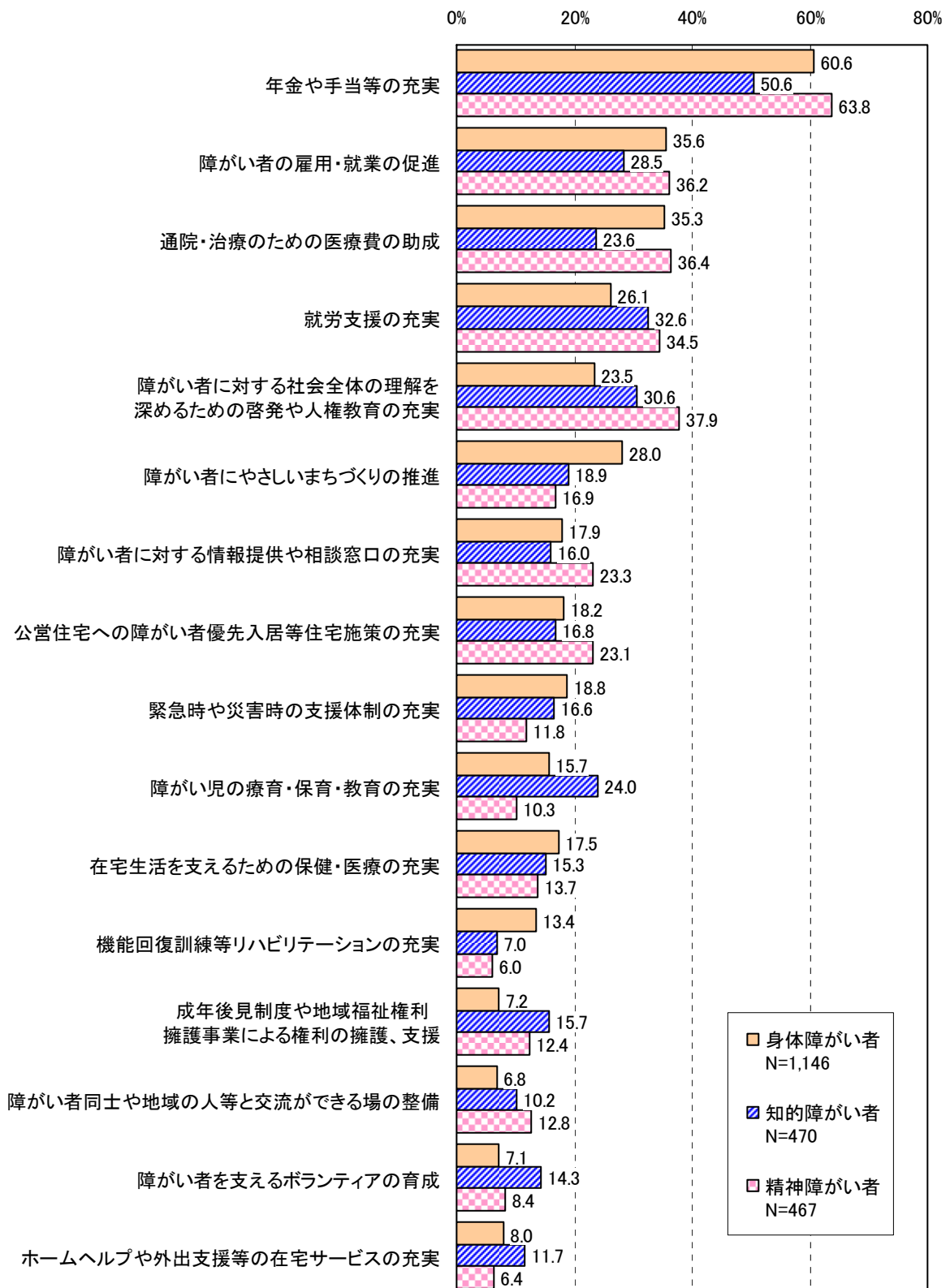
(3) 障がい者が働くために大切だと思う環境

障がい者が働くために大切な環境としては、「障がいにあった仕事であること」、「周囲が自分を理解してくれること」、「勤務する時間や日数を調整できること」などが上位に挙がっています。



(4) 障がい者に対する支援として行政が充実すべきこと

行政が充実すべき障がい者支援として、最も回答割合が高かったのは「年金や手当等の充実」で、3 障がいとともに経済面や雇用・就業面の支援を求める回答が多くなっています。



第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 啓発・広報

障がいのある人も障がいのない人も、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。障がいのある人自身や障がい者団体による運動の積み重ね、国際的な潮流や国・県・市の施策等により障がいそのものや障がいのある人に対して一定の理解が進み、共に生きていこうとする人が確実に増えてきています。

しかし、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言い難い現実があるのもまた事実です。障がい者に対するアンケート調査結果によると、障がい者に対する市民の理解について、「とても理解されている」または「ある程度理解されている」と回答した人は25.7%で、「あまり理解されていない」または「まったく理解されていない」と回答した人の割合（28.3%）を下回っています。すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、様々な広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの人権教育・福祉教育や交流教育を通して障がいのある人となない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

1. 啓発・広報活動の推進

（１）現状と課題

本市では、「広報させぼ」や啓発用ポスター等各種広報媒体による啓発のほか、「障がい者の日記念事業^{※1}」、「福祉用具体験学習^{※2}」などのイベントを通じた啓発事業を実施しており、「健康と福祉フェスティバル^{※3}」では就労支援協議会も加わり、行政とともに啓発を行っています。

一方、精神障がい者スポーツ大会の「ウォーキング&ゲームラリー^{※4}」や、「心の健康づくりフェスティバル^{※5}」など、実行委員会が民間主導で活動して、多くの市民の参加を得て一定の成果を収めています。

障がい者団体のヒアリング調査において、「市民の皆さんや企業への障がい者理解という面での働きかけが弱いように感じる。」という指摘がありました。「年間を通しての積極的な啓発活動」ができればという意見もありました。

また、精神障がい者に対する理解を促進するためには、精神保健についての知識の普及が不可欠です。相談支援事業所主催の講演会など民間における啓発活動も行われています。市としても講演会を実施し、あるいは、各地区自治会等から依頼を受け、保健師による出前講座を実施し、地域の中で精神障がいやうつ病予防等についての啓発に努めています。今後も、市、事業所が様々な行事や広報媒体をとおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、障がい者について正しい理解や認識を深めていく必要があります。

※1 障がい者の日記念事業：

障がいに関する正しい知識を広く市民に啓発し、すべての人が住みやすい街づくりを実現するために、12月9日の「障がい者の日」を記念して、12月3日から9日までの「障がい者週間」中に開催している。内容は楽器演奏、歌、踊り、講演会等のステージイベントのほか、障がい者作品展、障がい者施設等によるバザー、呈茶等を行う。

※2 福祉用具体験学習：

夏休み期間中の市内の小・中学生を対象にした、車いすなどの福祉用具の利用を通じて“心のバリアフリー”の意識醸成を行うことを目的とする体験型の講座。

※3 健康と福祉フェスティバル：

「健康で安心して住みたいまちづくりをめざして」をテーマに開催。医師などの専門家による健康相談、血圧・骨密度などの測定、救命救急講習、障がい者団体等の活動内容の紹介など様々な出展を行い、健康づくり及び地域ぐるみでの支えあいの意識高揚を図ることを目的としている。

※4 ウォーキング&ゲームラリー：

市民がゲームやスポーツを通して体力の増進をはかるとともに、精神障がい者との交流を通して精神障がい者への理解を深め、偏見をなくすことや、精神障がい者の社会参加の場とすることを目的とする。

1チーム3人が協力して、クイズを解いたり、ゲームをクリアしながら所定のコースを歩く。

※5 心の健康づくりフェスティバル：

心の健康や精神障害に対する正しい知識の普及および啓発を図り、地域住民の理解を深めるとともに、一市民としての精神障害者に対して、一般市民との交流を含め社会参加の場の提供を行う。内容は講演会、作品展示・即売会、ミニコンサートなど。

(2) 今後の取り組み

1. 市の広報紙や啓発パンフレットによる啓発・広報活動の充実

「広報させぼ」を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、引き続き啓発用のちらし・ポスターの作成、配布を行います。

また、国、県などの啓発パンフレットの有効活用を図るとともに、市独自の啓発資料の作成、配布に努めます。

さらに、必要な情報をホームページ上で発信するように努めます。

2. 啓発イベントと交流の充実

市が行う啓発イベントについては、障がい者団体やボランティア団体との連携を図り、そのあり方と内容を検証しながら、障がいのあるなしや種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる交流の機会拡大を図ります。

3. 地域の行事や集まりの中での啓発の機会拡充

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、地域の行事や集まりの中で、障がい者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、障がい者団体や障がい者本人とその家族の側からの積極的な参画が必要です。そのために各地区へ出向いての出前講座による啓発・広報活動の拡充を図ります。

2. 人権教育・福祉教育や交流及び共同学習の推進

(1) 現状と課題

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めていくためには、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります。

本市においては、人権尊重の社会をめざし、すべての小・中学校で、学校教育目標に人権尊重の趣旨を盛り込んでいます。各学校では、教育活動全体をとおして、様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することをめざして人権教育を進めています。また、総合的な学習の時間等を活用して、各学校の実態に応じて福祉に関する学習活動を実施しており、学校近隣の特別支援学校や福祉施設との交流や調べ学習等をとおして、障がいに対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

さらに、今後、市や各障がい者団体が、各学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討する必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. 交流及び共同学習の充実

障がい者への正しい知識と認識を深めるために、今後も引き続き、小・中学校における交流及び共同学習の場を積極的に設け、互いに認め合い、支え励まし合える豊かな人間性の育成及び教科等のねらいの達成に努めます。

2. 障がい者団体等の積極的活用

障がい者の有する様々な問題や障がいの特性について、直接障がい者や障がい福祉関係者から話を聞ける機会を設けられるよう、障がい者や障がい者団体、サービス事業者等の活用による人権教育・福祉教育の充実に努めます。

2 生活支援

障がい者施策の目指すところは、「ノーマライゼーション」の理念の実現であり、住み慣れた地域での生活が保障されるところにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の多様なニーズに対応するサービスの質的・量的充実を努め、すべての障がい者が豊かな地域生活を送れるような支援体制の確立が必要です。

1. 相談支援体制の充実

(1) 現状と課題

障がい者の持つ悩みや問題は、その障がいの種類や障がい程度、年齢、家族や社会の状況などいろいろな要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供・相談体制の整備が重要となります。

現在、市が委託している相談支援事業所では、障がい者や家族などを対象に様々な相談に応じ、福祉サービスの利用支援、社会復帰施設や関係機関の紹介などを行っています。また、平成22年度から「障がい福祉サービス利用支援事業」の委託を開始し、障がい福祉サービスを利用しているケースの一部を対象に、サービス利用に係るプランの作成や訪問等による支援を行っています。これまでの保健師の支援に加え、相談支援事業所が密接に関わることによって、ケアマネジメント体制の拡充を図っていますが、今後は、サービス等利用計画作成対象者の拡大が行われる中で、それに対応する人員の確保が急務となります。

新たに精神障がい者の地域移行支援^{※1}や地域定着支援^{※2}が「地域相談支援」として個別給付化されたり、「障がい児相談支援」が創設されることに伴い、幅広い相談支援ニーズに対応できる相談支援体制の充実が重要な課題となっているため、相談支援事業の充実を図ります。

※1 地域移行支援：地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援

※2 地域定着支援：24時間の相談支援体制等

また今後、地域の相談支援の中核な役割として、基幹相談支援センターの設置が必要とされます。

一方、前計画において地域の社会資源間のネットワークの核と位置づけた地域自立支援協議会※¹は、平成 19 年度の立ち上げ以来、既存の障がい者関係協議会等との連携をとりながら、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、基幹相談支援センターが設置されることにより、自立支援協議会の運営の中心になることなどが想定されるため、これまで以上の充実が期待できます。

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度※²」や「日常生活自立支援事業※³」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く利用者も少ない状況にあります。今後、少子高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組むことが必要です。

また、平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待防止法」では、市町村障がい者虐待防止センターの設置が求められており、それを中心とした虐待防止に向けたシステム整備にも取り組む必要があります。

※ 1 地域自立支援協議会：

身体・知的・精神に障がいのある人の相談支援について、中立・公平に対応するため、障害福祉サービス事業者、教育・福祉・保健・労働等の関連する分野の関係者を含めた組織。

※ 2 成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

※ 3 日常生活自立支援事業：

認知症高齢者をはじめ知的障害者、精神障害者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、地域のなかで安心した生活ができるよう支援する制度。

(2) 今後の取り組み

1. 障がい者ケアマネジメント体制の拡充

単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がい者のライフサイクルを見据え、一人一人のニーズに応じたサービス利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がい者のケアマネジメントを行うことができる相談支援窓口の充実を図ります。

2. 地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

「佐世保市地域自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核として、中立・公平性を確保する観点から相談支援事業の運営評価を実施するとともに、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、引き続き地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

3. 障がい者の権利擁護の充実

社会福祉協議会や家庭裁判所と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

4. 障がい者への虐待防止

障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待防止の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

2. 日中活動の場及び在宅サービスの充実

(1) 現状と課題

障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所を確保することが必要です。また、地域で生活するために様々な訓練が必要な方のための自立訓練、就労を希望する障がい者が働くことのできる環境を築くための就労継続支援や就労移行支援の確保が必要です。

さらに、障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある方も安心して暮らせるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。

本市における障がい者のサービス利用状況を見ると、介護給付は増加傾向にあります。また、最近では、介護保険サービスには相当するものがないサービス、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等について、介護保険対象者からの給付申請が徐々に増加しています。今後は、さらに増加が見込まれることから、介護保険対象者についても事業所での対応が可能となるよう、支援体制の充実と受け入れ事業所の整備及び関係機関との連携強化が必要です。

なお、本市では、これまでのサービススキルが十分に反映された、より質の高いサービスの提供が可能となるよう、今後も多くの事例を経験値として積み上げていくことによりサービスの質はさらに高くなることが期待され、サービスの公平性を図ることも可能となります。

(2) 今後の取り組み

1. 介護給付体制の確保

在宅で自立した生活を送ることができるように、家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療ケアが必要な人など、障がい者の多様な介護ニーズに対応していきます。

2. 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の充実

地域で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。

また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。

なお県北・佐世保地域には、重症心身障がい児の短期入所（ショートステイ）の受け入れ態勢が整備されていないため、ハード・ソフト両面で整備を検討します。

3. 訪問入浴サービスの提供

家庭での入浴が困難な重度の身体障がい者に対して、特殊浴槽による入浴サービスを提供します。

4. 日常生活用具給付の充実

障がい者に介護訓練支援用具や自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うとともに、必要な人が適切に利用できるよう、情報提供や相談の充実に努めます。

3. 入所施設・長期入院から地域生活への移行促進

(1) 現状と課題

障害者自立支援法の施行に伴い、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。本市においても、平成 23 年 1 月末現在の施設入所者 525 人のうち、平成 23 年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を 111 人以上と見込みました。

本市では、平成 21 年度から精神科病院に長期入院中で受け入れ条件が整えば社会復帰可能な人を対象とし、6 か月の社会復帰訓練期間に個別支援計画に沿って、地域移行支援員や協力施設等の支援を受け地域での生活へつなげることを目的とした「精神障害者地域移行特別対策事業」を実施しています。今後も今までのネットワークを活かして支援を継続していく必要があります。

入所による支援が必要な方がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも継続入所が必要でない方が一定程度存在することが考えられます。地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図り、障がい者の地域移行を促進する必要があります。

平成 21 年度からグループホーム、ケアホームの体験利用が可能となったことで、自立生活を希望していても、移行後の生活に不安を抱えて踏み切ることができなかった障がい者や、急激な環境変化に対応できない障がい者についても、入所施設や病院から徐々に生活体験をしながら環境に慣れていくことが可能となりました。地域移行の受け皿となるグループホームやケアホームについては、今後も地域移行の進捗に合わせた計画的な整備が必要で、整備にあたっては障がい特性への配慮も求められます。

さらに、地域の理解として、精神障がいに対する偏見がまだ多いのが現状で、地域に出る際孤立してしまうということのないよう、地域全体で障がいに対する正しい理解が進むよう、さらなる啓発が必要です。

(2) 今後の取り組み

1. 地域生活支援体制の充実

地域での生活が可能な入所者や、長期入院者が地域で安心して自立した生活を送るために、精神保健福祉の専門家によるきめ細かな支援を受け、社会復帰訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」で培ったノウハウとネットワークを活用しながら、地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図ります。

2. 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの活用を図ります。

また、入所・入院からの地域生活への移行を促進するため、アパート等における地域生活の支援も充実を図ります。

3. 地域における障がい者理解の促進

障がい者の地域生活移行においては、居住地域の住民の理解が必要であることから、地域社会全体として障がいに対する理解をより深めていくための啓発を行います。

4. 居住支援の充実

(1) 現状と課題

障がい者が地域で生活していくためには、地域での住まいの場の確保が重要です。入所者、入院患者のニーズに応じて、今後、地域生活への円滑な移行を進めていく上でも、グループホームやケアホームの役割は極めて重要です。

現在、市内のグループホーム及びケアホームは 86 か所あり、総定員数は 351 名です。今後も地域的なバランスや住宅の質の確保等にも配慮しながら、整備を進めていく必要があります。

また、市営住宅のうち、車いす専用住宅は現在 18 戸で、老朽住宅については、建て替えを中心に整備を進めていますが、その際、順次バリアフリー仕様を取り入れています。さらに、市営住宅の入居抽選では、障がいのある人に対しては当選確率を上げ、障がいのある人が当選した場合は居室の選択順位に配慮を行っています。

一方、多くの障がい者が住んでいる民間住宅については、家賃や災害時の安全面、環境等の課題が残っています。特にバリアフリーについては、改造の許可を含め、既存の住宅では対応できない場合がありますが、住宅改修の助成制度を活用し、バリアフリー化の促進を図る必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. グループホーム・ケアホームの整備

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、グループホームやケアホームの整備促進を図ります。

2. 居住サポート事業の推進

居住に関するサポートを必要とする障がい者の相談支援を行い、一般住宅への入居支援を推進します。

5. 地域で支え合うネットワークづくり

(1) 現状と課題

障がい者が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実はもとより、障がい者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援するといった互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。特に、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行が促進される中、本市においても、地域で支えるネットワークの整備は急務の課題です。

すでに地域には、地域福祉の核となり得る組織がありますが、障がい者への支援については、まだまだ活発と言える状況ではありません。現在、佐世保市で行っている精神ボランティア講座を通して、精神障害という病気を一般の人に理解してもらう取り組みを行っています。

近年は複雑な相談が持ち込まれ、ボランティアニーズも多様化しているため、組織や個人を中心に住民主体の活動を発展させ、単に、公的サービスに頼るのではなく、地域住民による見守り活動、ボランティアによる生活支援活動など、市民による支え合いを根幹に据えたシステムづくりを推進する必要があります。また、ボランティア活動への関心を高め、参加しやすい環境づくりを進めていくことが課題となっています。

こうした地域福祉社会を実現させるためには、地域福祉についての広報・啓発活動、各種の団体・組織をネットワーク化していくための支援など様々な面で行政が側面から支援する必要があります。主体はあくまで地域住民にあることから、行政と地域住民が“車の両輪”として相互に助け合って進んでいくことが、これからの地域福祉社会の実現のために求められています。

平成 23 年 5 月末現在、障がい者に関するボランティア団体は 10 グループ、個人ボランティアとして 139 名の登録がありますが、ここ数年、登録者数と活動件数は、ほぼ横ばいの状態であることから、ボランティア活動の目的や必要性についての理解促進と、より一層の「参加しやすい環境づくり」に向けての努力が必要と思われます。

また、精神障がい者に関しては、地域における理解者を増やすことがとても重要です。そのため、精神障がい者向けのボランティアは、精神障がい者の特性を理解し対処できる人で、地域とのパイプ役となれる人が求められます。

(2) 今後の取り組み

1. 地域に根ざした福祉活動の促進

地域で支え合うシステムづくりは、地域に根ざした活動を通じて実現していくものであることから、地域の実情に応じた、住民主体の取り組みを盛り上げていくことが必要です。そこで、各地区の地域福祉の担い手となる方や団体のネットワーク化を促進し、相互に情報を共有しながら、地区内の公民館や集会所などの身近な拠点を利用した、地域の住民が参加しやすい活動づくりを促進します。

2. ボランティア活動に関する情報提供と相談助言

「佐世保市ボランティアセンター」と連携して地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。また、福祉推進協議会を中心に、障がい者の人たちの周りに暮らす住民が身近な相談相手となり、情報提供、相談助言を行えるよう支援していきます。

3. 精神保健福祉ボランティアの養成

精神保健ボランティアは、精神保健に関する正しい知識の普及啓発や精神障がい者の社会復帰援助活動の担い手として不可欠であり、関係機関との連携により、引き続き拡充を図っていきます。

4. 理解者・協力者の人材育成

地域における理解者・協力者は、研修だけでは充分ではないため、生活支援・イベント・施設活動等で実際のボランティアとして体験を積み重ね、障がい者の理解者・協力者の育成に努めます。

6. 移動・外出の支援

(1) 現状と課題

障がい者の積極的な社会参加を実現するためには、移動手段の確保と外出の支援が重要です。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。障がい者が安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用できることや、障がい者に対する付き添いヘルパーサービスの利用やボランティア等の派遣など移動支援サービス等の拡充を図る必要があります。

本市では、障がい者の社会参加を積極的に進めるため、視覚障がい者や肢体不自由で単身では外出できない障がい者の方へ外出時における移動支援を行っており、平成 22 年度の利用実績は 643 人となっています。

新たに平成 23 年 10 月から、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に対する同行援護が個別給付化されたことを受け、今後はそのサービス提供体制の確保も必要となります。

また、本市では、車いすを常用する人や重度の視覚障がい者の一部、知的障がい者に対し、福祉タクシー事業によりその活動範囲の拡大を支援しているほか、知的障がいのある人、身体・精神障がい者の一部に対して、福祉特別乗車証を交付しています。

さらに、サン・アビリティーズ佐世保^{※1}での文化活動を支援するため、リフト付きバスによる送迎サービスを行っております。

なお、平成 14 年 10 月から「身体障害者補助犬法^{※2}」が施行され、補助犬を同伴することで障がい者は安心して外出することが可能となりました。公共交通機関や地域の飲食店やスーパー等で補助犬の同伴が円滑に受け入れられるよう、市民及び交通機関の理解促進を図る必要があります。

※1 サン・アビリティーズ佐世保：

障がい者の福祉の増進を図るとともに、機能回復の向上、健康増進、コミュニケーションの促進及び教養文化の向上に寄与することを目的とする施設。体育室、研修室、音楽室、教養文化室、調理室、トレーニング室等を有する。

※2 身体障害者補助犬法：

障がい者が補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を同伴して、国や地方公共団体等の施設及び公共交通機関等を利用する場合、施設などの管理者は特別な事情がない限り、その利用を拒んではならないことを定めており、平成 15 年 10 月からの改正施行で、デパート、スーパー、ホテル、飲食店など不特定多数の人が利用する施設でも同じように適用されることとなりました。

(2) 今後の取り組み

1. 移動支援等の充実

障がい者の社会参加を積極的に進めるため、以下の事業の質の向上と必要量の確保に努めます。

①「移動支援」

- ・マンツーマンによる障がい者の外出支援
- ・小グループの外出時に対してもヘルパー派遣

②「行動援護」

- ・重度の障がい者で行動障がいがある方に対する支援

③「同行援護」

- ・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に対する支援

2. 社会参加促進の実施

福祉タクシー事業や福祉特別乗車証による移動のための支援を継続し、障がい者の社会参加を応援します。

社会参加促進事業として、自動車運転免許の取得費や自動車の改造費の助成を行います。

3. 身体障害者補助犬法に関する広報・啓発

障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、補助犬の果たす役割の重要性について市民や事業者の理解と認識が深められるよう、「身体障害者補助犬法」に関する広報・啓発活動を行います。

7. コミュニケーションの支援と情報提供

(1) 現状と課題

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。本市では、障がいのある市民が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、これまでも「障がい者のための保健医療福祉サービスガイド」による広報や施設情報、団体情報を提供してきました。情報提供にあたっては、情報の取得やコミュニケーションに困難がある聴覚障がい者や視覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。

視覚障がい者・聴覚障がい者の自立と社会参加を進めるため、コミュニケーション支援を以下のとおり実施してきました。

①聴覚障がい者に関して

- ・手話奉仕員や要約筆記奉仕員※の派遣
- ・障がい福祉課に手話通訳士 1 名、手話通訳者 1 名、ろうあ相談員 1 名を配置
- ・医療機関受診や公的機関での手続き等のための手話奉仕員派遣事業（登録手話奉仕員 80 名）、要約筆記奉仕員派遣事業（登録要約奉仕員 18 名）
- ・奉仕員の養成のために講習会の開催

②視覚障がい者に関して

- ・市役所庁舎内及び中央保健福祉センター内への音声誘導装置の設置
- ・広報させば朗読テープ等の発行などサービスの実施

今後は、障がい福祉サービスの利用にあたり、利用者が様々なサービスや施設の情報等を的確に把握できるように、分かりやすく確実な情報提供を行うとともに、コミュニケーション支援の強化を図る必要があります。

※ 要約筆記：

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。

さらに、ＩＴの急速な進展は、日常生活に飛躍的な利便性をもたらし、行動の制約をとまなう障がい者にとって、ホームページや電子メールは、非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっています。その一方で、ＩＴの利用機会及び活用能力による格差という問題を発生させてしまったことから、障がいによる格差が生じないように配慮し、情報のユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

（２）今後の取り組み

１．多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、サービスガイド、各種情報誌、広報させば朗読テープ版や点訳文書の配布を行うほか、市ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。

２．コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚に障がいがあり、意思疎通に支障がある障がい者に対し、必要な派遣を行うとともに、これらコミュニケーション支援のため手話、要約筆記の担い手の育成に努めます。

３．ＩＴ利用の取り組み

障がい者の情報の入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、障がい者を対象としたパソコン操作や電子メールの送受信等のＩＴ講習会の実施を推進します。また、ボランティアの情報を提供します。

8. 経済的自立と負担の軽減

(1) 現状と課題

障がい者の中には就労できない状況の方も多く、地域の中で安定した生活をしていくためには、経済的負担の軽減を図る必要があります。年金・手当・税の減免、医療費の助成等については、手帳交付の際などに、利用できる制度を紹介し、必要に応じて関係部署へのご案内を配慮しております。

平成22年4月から、障害福祉サービスの利用者負担金の改正が行われ、自立支援給付について非課税世帯の利用者負担が無料となりました。これに合わせ、地域生活支援事業の訪問入浴、日常生活用具、日中一時支援事業、移動支援事業についても同様の取り扱いとしたことから、利用者負担の軽減が図られました。

今後は、福祉医療費制度において、「現物給付方式※」導入の検討を行うなど、さらなる支援体制の充実を図っていく必要があります。

※ 現物給付方式：

本人に代わり、医療機関の請求により医療機関に助成額相当額を支給するもの。
佐世保市障がい福祉医療は、現在「償還払い方式」(本人が申請し、本人に対して助成額を支給するもの。)で行っています。

(2) 今後の取り組み

1. 年金・手当制度の周知

障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めます。

2. 税の減免、各種割引制度の周知

障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR運賃、NHK放送受信料等の割引制度について周知を図ります。

9. スポーツ・文化活動の振興

(1) 現状と課題

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

本市では、障がい者文化体育施設「サン・アビリティーズ佐世保」において障がい者を対象に、各種文化教養講座（ふれあい教室）を開催しています。

また、障がい者スポーツは、以前のリハビリの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、更にはパラリンピックに象徴される、競技としての取り組みへと大きく飛躍してきています。

しかし、障がい者の場合、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があります、さらに個別の力でそれらを確保することは限界があります。

障がい者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

今後は、各種活動の広報に加え、各種文化・スポーツ活動に参加できるようなハード・ソフト面での配慮が必要であり、障がいがある人もない人もだれもが参加できるような環境を整えることで、両者の交流も深まると考えられます。

(2) 今後の取り組み

1. 文化活動の支援

発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。

2. 障がい者スポーツの振興

県障がい者スポーツ大会への参加や、各種団体への補助を通じて、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことのできるスポーツと競技性の高いスポーツの両面から振興を図っていきます。

3. 障がい者スポーツ指導員等の養成・確保

障がい者スポーツの指導に携わる人材を確保するため、長崎県障害者スポーツ協会との連携を図りながら、多様な障がい特性に対応できる障がい者スポーツ指導員やレクリエーション指導のできる人材の養成を進めます。

3 生活環境

障がい者をはじめ、すべての人々が安心して快適に生活できる環境とは、まちづくりの基本目標である健康、安全、創出、雇用、共生などの実現です。

現在、その環境づくりのため「健康で安心して暮らせる福祉のまち」に向けた取り組みが行われています。

21 世紀のまちづくりは、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的な妨げになるものを取り除くバリアフリーだけではなく、共に生きるというノーマライゼーションの理念を社会共通のこととしてさらに浸透させなければなりません。

ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、障がい者等に配慮することを特別なこととはせず、すべての人にとって暮らしやすい空間やまちの形を創出することが求められています。

このような福祉のまちづくりの取り組みは行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。福祉のまちづくりこそが、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということを、市民に認識してもらう必要があります。

1. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

(1) 現状と課題

市では、バリアフリー新法^{※1}や長崎県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設の新築等の際にはバリアフリー化を図っていますが、既存の公共施設でバリアフリー化されていない施設もあるため、改善が必要な個所について順次改修を行っています。

既存施設の改修については、予算や時間的な制約もあり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となるため、市民や事業者など多くの人に身近で協力することへの参画を促進するなど、モノとココロの両面から働きかける必要があります。

一方、公共交通機関の整備についても、市内路線バスについては、バリアフリー関連による国・県・市の補助金を活用するなど、新車購入時に低床型バス（ワ

ンステップ・ノンステップバス)を市営バスが23台、西肥自動車が19台配備しています。路線内における、低床型バスが走行しにくい箇所の存在など、いくつかの課題もあるためその解消に向けた対策が必要です。

また、佐世保港などに就航している定期航路について、平成22年度に就航した一部の高速船では、オールフラットのバリアフリー対応となっていますが、フェリーはバリアフリーに未対応であり、また建造周期が長いため当分の間は乗船時における介助や車椅子の貸し出しなど、ソフト面の努力による対応となっています。さらに、ハード面では、ターミナルにおけるボーディング・ブリッジ※2が関係各港未整備であるため、就航が見込まれるバリアフリー対応のフェリー等を想定した改修について検討する必要があります。

※1 バリアフリー新法:

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)といい、交通バリアフリー法(平成12年法律第68号)とハートビル法(平成6年法律第44号)を統合・拡充した法律のこと。

※2 ボーディング・ブリッジ:

旅客機や客船に乗客や乗員を乗降させるための設備。搭乗橋などともいう。

(2) 今後の取り組み

1. 公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進

バリアフリー新法や長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、市内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。

2. 公共交通機関の利便性の確保

市内乗合バス事業者では、バリアフリー新法の趣旨に則り、障がい者の移動が円滑に行われることを促進するため、今後も障がい者に対応した低床バスの増台に努め、財政状況も勘案しながら、そのサービスの充実に取り組みます。

運行面においては、すべての利用者が安全で快適に乗車できるように乗務員等の教育に努めます。

バス路線内の低床型バスが走行しにくい箇所もあることから、その解消に向けて関係先と調整を進めます。

フェリーの老朽化に伴う新造船の導入を行う場合は、スロープ、エレベーター、障がい者専用座席、適合トイレ等を備えた船舶が就航されるように取り組みます。

また、駅舎、フェリー等の旅客ターミナルのバリアフリー化について、鉄道事業者その他海運等の運輸事業者など関係先と協議し、バリアフリー化事業の実施に努めます。

3. ユニバーサルデザインによるまちづくりのための啓発活動の充実

ユニバーサルデザインによるまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努め、行政、市民及び事業者が一体となって、まちづくりに取り組んでいきます。

また、バリアフリー化については、住宅関連イベント等においてバリアフリー体験を開催し、意識啓発を図っていきます。

2. 障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進

(1) 現状と課題

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生した時において、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、災害や犯罪の被害に遭いやすい障がい者などに対するきめ細かな防災・防犯対策が必要となります。

本市では、「佐世保市地域防災計画」において、障がい者をはじめとする災害時要援護者に対する被災の予防や、緊急時の対応に関する計画を定めています。

また、迅速な情報伝達体制確保のため、旧佐世保市域へ同報系デジタル防災行政無線システムを導入し、全市的な情報伝達整備を構築する必要があります。さらに、緊急通報の受付手段として、すでに「メール 119 受付システム」を導入し、併せて「ファックス 119 受付システム」も運用しています。

今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、災害時要援護者の把握に努め、個別の避難支援計画の策定を進めておく必要があります。さらに、災害時における市民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組む必要があります。

また、障がい者や高齢者が詐欺などの犯罪被害に遭うことを防止するため、地域住民による見守り、声かけを行うなど、地域ぐるみで防犯対策を推進する必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. 災害の知識及び対処法についての啓発・広報

平時から広報紙、ホームページ、防災関連マップ（洪水ハザードマップ※等）の広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

また、迅速な情報伝達体制確保のため、旧佐世保市域の同報系デジタル防災行政無線システムと、旧合併町の既存の防災行政無線システムを接続し、合併後における全市的な防災情報の伝達網の構築を行います。

さらに、災害時要援護者登録制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、避難場所や避難経路、災害に対する対処法についての啓発を行います。

※ ハザードマップ：

自然災害による被害範囲を予測し、地図に図示したもの。予測される災害の発生地
点、被害の範囲、被害の程度、避難経路、避難場所などの情報が地図上に示されてい
る。

2. 緊急通報受理体制の整備充実

障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報で
きるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。

「メール 119 受付システム」、「FAX119 受付システム」についても、
引き続きその周知と円滑な運用を行います。

3. 災害時要援護者の情報把握と支援対策

障がい者などの災害時要援護者の居住地、家族構成、緊急時の連絡先等、
安否の確認に必要な情報の把握に努め、民生委員との連携を強化し、具体的
な支援対策に努めます。

4. 地域防災における連携

自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとと
もに、自主防災組織に対する育成に取り組みます。

また、防災ホームページや地域イントラネット※を有効に活用し、市民と
の防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消
防機関等との連携に努めます。

※ 地域イントラネット：

地域の教育、行政、福祉、医療、防災などのサービスの高度化を図るため、学校、
図書館、公民館、市役所などの公共施設を高速・超高速で接続するネットワークのこ
と。

5. 災害時要援護者参加の防災訓練の実施

地域における災害時要援護者の避難支援を想定し、防災訓練において、災害時要援護者の参加に向けた啓発を促進します。

6. 防犯対策の充実

障がい者を犯罪から守るため、犯罪情報や安全対策などの情報提供をより一層充実させ、障がい者を地域全体で見守る体制づくりとして自主防犯活動を継続して推進し、安全なまちづくりに努めます。

また、障がい者に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等により、架空請求、悪質商法等についての情報提供に努めます。

4 教育・育成

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。そして、障がい児の教育・育成においては、その子どもが将来、社会人として自立し、かつ社会の中で生き生きと希望に満ちた生活を送れるよう、もっている能力を最大限に伸ばし、将来社会的に自立するための基礎、基本を身につけることが目標となります。

そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な教育、療育及び支援を行うこと、また一人一人の障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、基本的には障がいのない子どもと共に学び合える教育を行うことがなによりも重要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられるようなことがないような教育指導体制が確立されなければなりません。

1. 療育、教育相談、就学指導体制の充実

(1) 現状と課題

障がい児の親は、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。子どもの成長の様子がどこか他の子と違うのではないかと思い始めたときからの不安、医師に障がいがあると知らされたときのショック、障がいを受け入れられない日々の葛藤、周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況を打破するためにも困っていることに応えられる支援が必要です。

本市では、乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、親の不安解消の機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、気になることがあれば早めに気軽に相談するよう、周知、啓発を図る必要があります。

子ども発達センターでは、「療育部門」、「親子交流部門」を2本の柱とし、診療事業や地域子育て支援事業等を実施しており、医師、セラピスト及び保育士等が障がい児の早期療育の拠点として活動する他、本市子ども子育て応援センター等の関係機関と連携を取りながら不安や悩みの解消に努めています。

また、就学の時期には、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。障がい児の教育的措置に関しては、法

令に基づいて実施される就学时健康診断の結果をもとに、各専門家により組織された就学指導委員会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も好ましい教育環境を提供する検討が行われています。また、「子ども発達センター」や「知的障害児通園施設※すぎのこ園」において、市教育委員会と協力し就学に関する説明会を開催するとともに、必要に応じて県教育委員会が主催する巡回就学相談への参加を勧めています。就学後は、在籍の学校で相談を受けた場合、必要に応じて医療や教育などの専門機関の相談につなぎ、児童生徒にとって将来の自立につながる指導を受けられるようにしています。

今後も障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導が行えるよう努めることが必要です。

※ 知的障害児通園施設：

平成24年4月から「児童発達支援センター」に変わります。

（2）今後の取り組み

1. 療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実

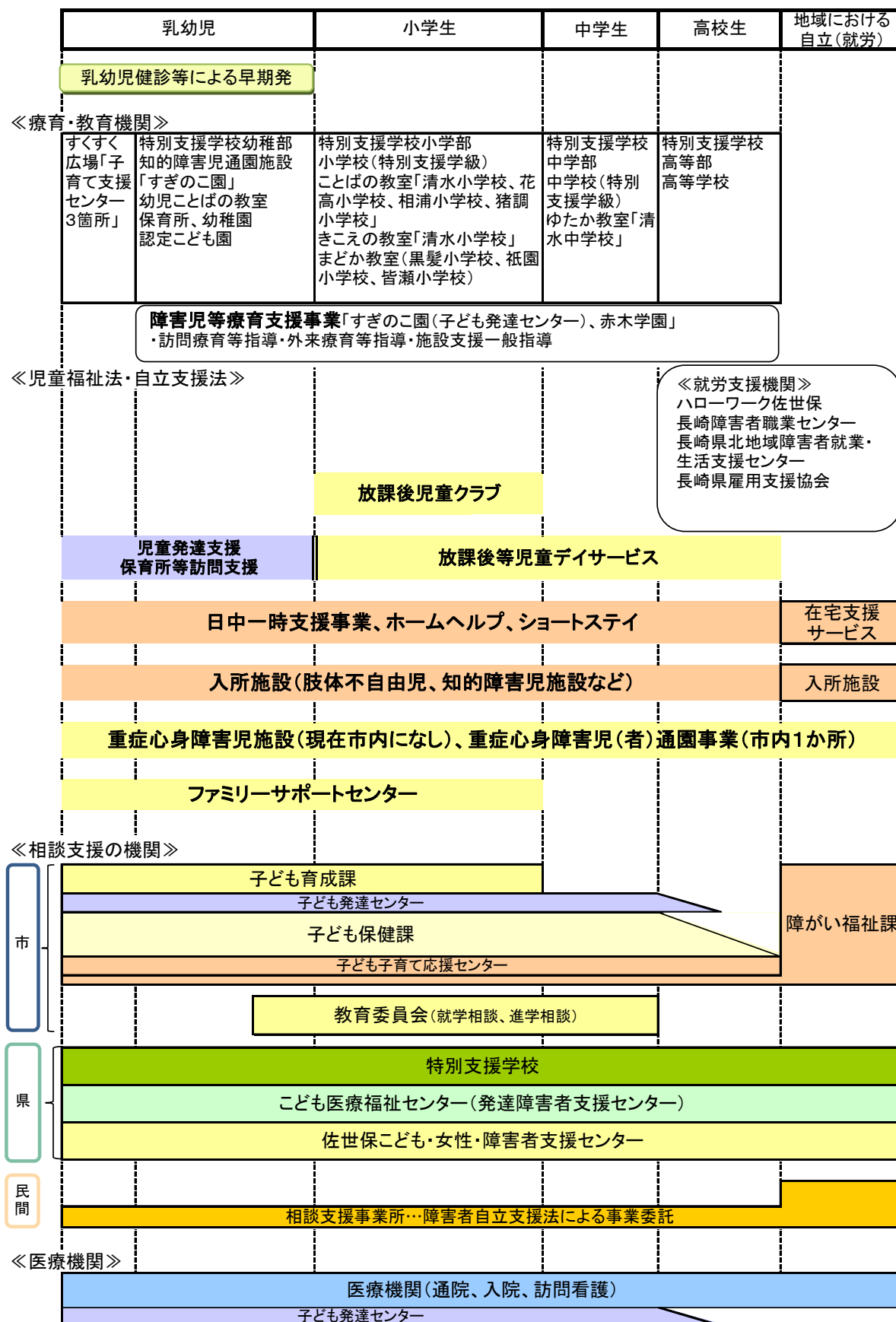
障がい児の保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。

2. 教育相談・就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を聴取しながら適切な就学指導に努めます。

障がい児の支援体制図

対象児童：肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児 など



2. 障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進

(1) 現状と課題

市では、子ども発達センターを早期療育の拠点として位置づけ、関係機関との連携のもと、その子の障がいの特性と程度に応じた療育を行っています。障がいの特性を診断し、必要に応じて、運動発達を促し移動能力を高める理学療法、遊びを通じて手の動きや集団行動を促す作業療法、ことばや人とのやりとりを促す言語療法、さらには、不登校や親子関係など心理的な課題を持つ子への心理療法などを実施しています。このほかにも市内の障がい児対応の通園・通所施設は、「知的障害児通園施設すぎのこ園」と児童デイサービス4か所等があります。

また、市内の保育所・幼稚園においても障がいのある子どもの受け入れが行われています。

発達に課題のある子どもにとって、子ども集団の中での様々な体験は、その発達を促すことに有効であるといわれており、本市では、障がいのある子どもが保育所に入所する場合に保育所に対し、人件費や施設整備にかかる補助を行っています。また、公立保育所の子育て支援事業では、子ども発達センターと連携し、「すくすく広場」として在宅の発達に課題のある子どもの小集団保育を行い、心身の発達を促しています。

さらに、子ども発達センターでは医療機関としての診療の他、障がい児等療育支援事業において、学校や保育所、幼稚園等に医師、セラピストが出向き、各施設で子どもの状況を見ながら関係者への指導を実施しています。また、楽しく遊びながら、成長の芽を伸ばすことを目的とする児童デイサービス事業、ことばや人とのやりとりを促すことを目的とする言語聴覚療法、不登校や対人面でのストレス、親子関係など、心理的な課題を持つ子どもに対して、カウンセリングを中心とした心理療法を行うなどの障がいの特性に応じた療育を行っています。

一方、教育の場においては、平成 19 年度の学校教育法等の一部改正により、障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症等の特別な配慮を要する児童生徒も含め、その一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られました。市内小・中学校においては、すべての学校で特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置がなされています。また、支援が必要な児童生徒のニーズに応じて、特別支援教育補助指導員の配置に努めると同時に、障がいのある児童生徒の理解と指導の向上を目指し、特別支援教育コーディネーターの研修や管理職・一般教職員の研修の充実を図っています。

なお、障がい児に対する福祉サービスとしては、これまで障害者自立支援法上の児童デイサービスと、児童福祉法上の障がい種別ごとに分かれた通所・入所サービスがありましたが、法改正に伴い、平成24年度からは、通所・入所の利用形態別に、児童福祉法上の障がい児通所支援と障がい児入所支援に再編されます。障がい児通所支援においては、従来の障がい児通所施設・児童デイサービス事業を再編した児童発達支援（核となる児童発達支援センターとそれ以外の児童発達支援事業所の事業に大別）のほか、保育所等訪問支援と放課後等デイサービスが新設されることになります。

今後は、新しいサービス体系に対応したサービス提供基盤の整備・充実を図るとともに、障がい児の支援に重複的に関わる関係機関のネットワークの強化を引き続き推進し、障がい児のライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

（2）今後の取り組み

1. ネットワーク機能の充実

児童発達支援センター及び子ども発達センターを核として、学校・保育所・幼稚園と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。

2. 児童発達支援の充実

児童発達支援センターとそれ以外の児童発達支援事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスが、できる限り身近な場所で受けられるよう、新体系に基づく児童発達支援体制の早期確立と一層の充実を図ります。

3. 障がい児保育の充実

障がい児が生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の「保育所等訪問支援」サービスの提供について、集団生活への適応のための支援の必要量の確保に努めます。

4. 個々の特性に応じた教育支援の実践

障がい児一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。

また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を深め、質の高い教育を目指します。

さらに、進学、進級時においても支援の継続性を維持できるよう、各保育・教育機関との連携・協力を図り、一貫した支援体制を実現します。

5. 進路指導の充実

卒業後の生活の自立を促すために、作業学習や企業実地研修を行うとともに、十分な活動が行えるよう事業所の確保と体験活動実施期間の充実に努めます。また、企業経営者、施設関係者等の外部講師を確保し講演会の実施を検討していきます。

6. 放課後等デイサービスによる居場所づくりの推進

学齢期における支援の充実のため、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

7. 学校施設のバリアフリー化

障がい児の就学機会を拡充し、児童、生徒が安心して楽しく学校生活がおくれるよう、学校の建物や設備を、障がい児に配慮したものとなるよう改善していきます。

5 雇用・就業

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

1. 障がい者のための総合的な就労支援

(1) 現状と課題

障がい者雇用における、障がい者対象求人の確保は未だ厳しい状況であり、就労形態を多様化しながら障がい者雇用を促進する手段の一つである特例子会社も未だ本市には存在しないのが現状です。しかし、その中で、平成22年7月から、障害者雇用納付金制度の対象事業所の拡大や短時間労働者の実雇用率カウントなど、障がい者雇用の受け皿を拡大しようとする制度の改正が行われています。また、国・県の委託により佐々町内に設置された「長崎県北地域障害者就業・生活支援センター^{*1}」は、就業に関する相談や日常生活・地域生活に関する助言のほか、障がい者雇用啓発、受け入れ企業の開拓、障がい者雇用に関わる啓発イベント等を行う中で、障がい者雇用に関わる各機関の連携の中心を担う位置づけが地域の中で確立されてきています。

また、「就労支援ネットワーク事業^{*2}」により、市内の就労支援機関が情報交換を行う場が定着しつつあり、それぞれの視点から見る就労支援をすり合わせるための有効な場となっています。

障害者自立支援法により創設された、「就労移行支援事業所（平成23年8月現在6か所）」や「就労継続支援事業所（平成23年8月現在 A型6か所、B型23か所）」は、その事業所数が増えたことで、働く意欲や能力のある障がい者がその能力や適性に応じて支援を受ける場の選択肢が広がってきています。現在、福祉施設を利用して就労に結びつく人は、まだ多くはありませんが年々増加の傾向にあります。しかし、特別支援学校卒業者の多くがなかなか就職に結びつかず、福祉施設を利用しているという状況は続いています。

福祉的就労の現状として、長崎県内の平均工賃は徐々に伸びてきており、全国平均に近づきつつあります。利用者の方々が、社会参加の喜びを得られるよう、作業内容の見直しや他事業所の好事例の情報の交換等がより積極的に行われていく必要があると思われます。

障がい者の就労は、受け入れ先を確保することも難しいことではありますが、一旦就職した後いかにしてその職場への定着を支援するかが更に重要となります。定着のための支援としては、「長崎障害者職業センター※³」が実施するジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業や各支援機関の職場訪問などがあげられますが、ジョブコーチの派遣回数は年々増加の傾向にあります。それでも職場に定着するということは非常に難しい課題であり、更なる支援の在り方の検討が必要となります。

また、現在支援すべき障がい者は発達障がい、高次脳機能障がい、うつ病、難病等、年々多様化しており、それぞれの障がいの特性に応じたトレーニングや支援が必要となります。しかし、障がいに特化したプログラムを行っている障害者職業センターや高次脳機能障害支援センター等は長崎市にしかないため、本市から通うことは時間的、金銭的にも負担が大きく、佐世保市内の就労支援事業所の支援者が出来るだけ専門性の高い支援スキルを獲得できるよう、研修の場を充実させていくことが必要です。

※1 障害者就業・生活支援センター：

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

※2 就労支援ネットワーク：

障がい者の一般就労への移行を効果的に推進するため、支援及び体制づくりを行う事業。障がい者の就労促進のため、関係機関とのネットワークを構築し、福祉施設を利用する障がい者の一般就労への移行に向けた協議会等を実施する。

※3 長崎障害者職業センター：

障がいのある方や、障がいのある方を雇用している事業主の方などに対して、サービスを提供し、就職や雇入れの他、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う機関。

(2) 今後の取り組み

1. 就労移行支援や就労継続支援の提供体制の確保

就労移行支援事業の拡充を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、就労継続支援A型・B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、一般就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

2. 就労支援ネットワーク事業による就労支援の充実

就労支援ネットワーク事業による求職活動支援、職場適応支援により、障がい者の一般就労の促進と就職後の職場定着を図ります。

2. 障がい者雇用に対する理解の促進

(1) 現状と課題

近年、障がい者雇用の受け入れ先はまだまだ少ないものの、企業におけるCSR（企業の社会的責任）への関心が徐々に高まりつつあり、その一部でもある障がい者雇用に関しても、企業から支援機関への相談が少しずつではありますが増えてきています。

長崎県内の民間企業における障がい者の雇用率は、平成23年6月1日現在2.04%であり、全国で5番目に高い雇用率となっています。しかし、佐世保・江迎管内の数値を見てみると、1.79%（佐世保管内1.77%、江迎管内1.95%）と地域によってばらつきがあり、必ずしも十分な雇用状況とはいえません。

障がい者を雇用するにあたっての理解促進は、ハローワークや長崎県北地域障害者就業・生活支援センターによる職場開拓や定着支援の動きそのものが、その役割を重ねて担っているところではありますが、「就労支援ネットワーク」によるイベントの開催や、企業向けページを含むホームページの立ち上げなど、様々な形で理解を促す発信が行われています。

しかし、比較的企業が就労のイメージを持ちやすくなった身体障がい者に引き続くよう、知的障がい、精神障がい、更には発達障がい、高次脳機能障がい、難病などに対しても、各障がいに応じた特性や支援方法、助成の有無などより細かな情報の発信が必要になります。

また、就労にあたっては、病状の安定、通院・服薬の確立、生活リズムの安定は不可欠であり、それらが整っていなければ、本人がいかに就労を希望しても、就労をすることで症状が悪化するなどの事態をまねき、就労の継続が困難となります。本人を含め周囲の支援者が共通して、対象者の現状を理解し、状況に応じた就職活動にむけての準備をきちんと行っていくことが、結果的には雇用の拡大、継続につながると考えられます。そのためには、本人、家族、支援者がそれぞれの障がいと就労をからめた知識を習得できる場や企業側の視点にも立てる支援者の育成などが今後の課題です。

そのほか、障がい者の雇用において、人権問題となる事例が起こりうる可能性がないわけではありません。このような場合の情報交換の場として「地域障害者雇用連絡会議」がハローワーク主催で行われておりますが、そのような事例を発生させないためにも障がいの理解促進が今後も必要です。

(2) 今後の取り組み

1. 事業主等への啓発・広報

ハローワーク等、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めるとともに、短時間就労やトライアル雇用など、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、事業主等の理解を求めています。

また、障がい者の雇用促進のために、民間企業に対して障がいの正しい理解を促すよう、啓発・広報に努めます。

さらに、就労先で障がい者が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう理解の啓発に努めます。

2. 障がい者と家族の就労に対する意識の向上

障がい者の就労を促進するためには、本人の就労意識もさることながら、家族の理解と後押しが極めて重要です。働く能力のある障がい者の就職による自立を促進するため、働く権利、社会への貢献、経済的自立などの視点から、障がい者とその家族を対象に、障がい者の就労に対する意識の向上を図ります。

6 保健・医療

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人がいるばかりか、その障がい故に健康の面での問題を抱えている人も多い状況です。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。

さらに、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

1. 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療

(1) 現状と課題

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心臓疾患」を原因とするものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。そのため、生活習慣病の予防対策として勧めている特定健診や特定保健指導等は、障がいの予防にもつながります。

また、先天的な障がいについては、これを早期に発見し、適切な治療、療育につなげることで障がいの軽減や生活能力の向上を図ることができます。その意味で、乳幼児健康診査、乳幼児発達相談といった母子保健事業も大切です。

本市では、4か月、1歳6か月、3歳児に乳幼児健康診査を実施し、健康状態の確認・問題の早期発見を行い、二次健康診査機関へ繋げることで、精度の高い母子管理を行っています。あわせて医療機関においても、妊婦・新生児・乳幼児の健診を行い、子育て環境の見守りを含めて疾病の早期発見に努めています。また、「発達に心配がある乳幼児」には、発達経過健診を行い、1歳6か月児健診、3歳児健診フォローとして、親子教室を実施しているほか、保健師等の訪問指導により育児面も含めた継続的な支援を行っています。

さらに、幼児期を中心とした療育を担う子ども発達センターでは、発達に心配のある子どもたちの専門的相談も受けており、今後も引き続き、障がいの早期発見、早期対応に努める必要があります。

一方、精神疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。本市でも、精神障がいの発生予防・早期発見のため、保健師による健康教育や相談・訪問指導、また専門医による精神保健相談も行っていますが、精神障がいに対する理解はまだ十分とはいえず、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

(2) 今後の取り組み

1. 妊産婦に対する保健事業の充実

母性尊重の理念に立ちながら、妊婦健康診査や妊婦に対する相談、訪問指導等の充実に努めます。

2. 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の促進

医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査、乳児健康診査、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談等により疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育に努めます。

3. 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療、及び生活習慣改善の促進

特定健康診査と特定保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療、及び生活習慣の改善を図るとともに、健康づくり計画「けんこうシップさせば21」に基づき、市民一人一人が健康づくりに主体的に取り組むよう、意識や行動の変化につながるわかりやすい情報提供を行い、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

4. 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。

また、保健師による相談や医師による精神保健相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

2. 障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実

(1) 現状と課題

障がい者は、健康づくりや疾病予防のための情報を得る機会が少なく、設備や人的サービス面で健診を受けにくい状況にあります。特に、知的・精神障がい者の中には、病気の特性から病識が無く、適切な医療を受けることが難しい状況にある人が少なくありません。本市では、保健師が家庭訪問や窓口等において、療養上の心配や生活の中での悩みを聞き、医療機関をはじめとする関係機関と連携をしながら、保健指導を行っています。また、精神障がい者に対して、社会復帰につながるよう作業療法士によるデイケアも行っています。併せて、障がい者家族の相談を受けたり、家族教室を行ったりして家族が力を出せるよう支援しています。

また、障がい者は、歯科治療に際してリスクを抱えていることも多く、時には全身管理を必要とする歯科治療となることもあります。そうならないために、かかりつけの歯科医師を持ち、日頃から定期管理に努める必要があります。本市では、佐世保市歯科医師会をはじめとした各団体とともに、「歯科保健推進協議会」や「障がい者歯科保健検討会」において、障がい者の歯科保健の現状と課題を定期的に検討するとともに、「障がい者歯科保健講演会」を開催して、障がい者とその家族・関係者に対し歯科保健に関する情報提供を行っています。また、障がい者の施設を訪問し、歯科保健教育や個別の口腔状態に対応した歯科相談も実施しています。

障がい児については、子ども発達センターで、歯科の受診が難しい子どもたちを対象にした歯科相談「歯みんぐ・ルーム」を実施しています。また、噛む、飲み込むといったことが苦手な子どもたちを対象に、子ども発達センターの療育部門で摂食・嚥下相談を実施し、診療を行っています。

一方、障がい者、特に難病の人にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、難病を含む障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

また、本市では、日中活動サービスとしての自立訓練の受け入れ体制が十分でないため、医療でのリハビリテーション後に継続して訓練が受けられないという状況があります。急性期、回復期までのリハビリテーションを終えた後、日常生

活を維持するためのリハビリテーションが継続して受けられるよう、地域に密着したリハビリテーション体制の整備・充実が求められています。

(2) 今後の取り組み

1. 障がい者の保健に関する情報提供と健康診査の受診勧奨

障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がい者にも受診しやすい健診体制の整備に努め、障がい者の受診を勧めます。

2. 障がい者の歯科保健事業の推進

佐世保市歯科医師会との連携の下、引き続き障がい者の歯科保健事業の充実に取り組むとともに、予防に重きを置いた「かかりつけ歯科医師」との関わり方について周知していきます。

3. 医療・リハビリテーション体制の整備

難病も含めた障がいの症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や市内の医療機関、周辺の市町及び県との連携により、広域的な医療・リハビリテーション体制の整備に努めます。

4. 精神障がい者の保健事業の推進

精神障がい者が安定した生活を送れるよう、保健師による家庭訪問、作業療法士によるデイケア、家族への支援などの充実を図ります。

5. 難病患者のサポート体制の充実

難病患者が安心した療養生活を送れるように、保健師・作業療法士による家庭訪問を行うとともに、訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパーといった保健・医療・福祉の関係者に対して研修を実施し、サポート体制の充実を図ります。

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1 平成 26 年度の目標値

第1期・第2期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成23年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに平成26年度末までの数値目標を設定することとします。

4つの数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を107人（江迎、鹿町を含む。）としていました。

平成23年10月1日までの地域生活移行者数は62人で、平成26年度末までの目標値に対する達成率は65.3%となっています。

引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、平成26年度末までに施設入所者数をさらに33人以上（累計で95人以上）減少させることを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
基礎数値	平成17年10月1日現在の施設入所者数	516人 (489人※ ¹)
実績	平成23年10月1日現在の施設入所者数	480人
	平成23年10月1日までの地域生活移行者数	62人
見込みと 目標値	平成26年度末の入所型施設入所者数	511人
	平成26年度末までの削減数	33人
	平成26年度末までの地域生活移行者数※ ³	95人

※1 基礎数値における施設入所者数は、第2期計画では江迎、鹿町の障がい者を算入していませんでしたので、下段に（ ）書きで第2期計画の数値を掲載しています。

※2 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

前計画では、平成 23 年度における障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を 20 人（江迎、鹿町を含む。）と設定していました。平成 23 年度において 10 月 1 日現在までに一般就労に移行した障がい者は 23 人で、年度目標に対する達成率は 115%となっています。

本計画でも、前計画の設定基準を踏襲し、平成 26 年度における年間一般就労移行者数の目標値を 8 人と設定し、引き続き障がい者の就労支援に努めます。

数値目標 2：福祉施設から一般就労への移行		
基礎数値	平成 17 年度の年間一般就労移行者数	0 人
実績	平成 23 年 10 月 1 日までの一般就労移行者数	23 人
目標値	平成 26 年度の年間一般就労移行者数	8 人

(3) 就労移行支援事業の利用者数

本市における平成 23 年 10 月 1 日現在の福祉施設利用者 1,039 人のうち就労移行支援事業の利用者は 39 人となっています。本計画では、数値目標 2 の「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とし、平成 26 年度末における新たな数値目標として就労移行支援事業の利用者数を 51 人と設定します。

数値目標 3：就労移行支援事業の利用者数		
実績	平成 23 年 10 月の福祉施設利用者数※	1,039 人
	平成 23 年 10 月の就労移行支援事業利用者数	39 人
見込みと 目標値	平成 26 年度末の福祉施設利用者数	1,697 人
	平成 26 年度末の就労移行支援事業利用者数	51 人

※ 福祉施設利用者数とは、生活介護、自立訓練（機能訓練／生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）のいずれかを利用している人数（p 69～71 参照）を指します。

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労移行支援事業等の利用により一般就労へ移行した人が、その就労を継続できるよう、本計画では、就労継続支援（A型）事業の利用者数を増やしていくことを目標とし、平成 26 年度末における新たな数値目標として、就労継続支援事業の利用者全体に占めるA型事業利用者の割合を 13%と設定します。

数値目標 4：就労継続支援（A型）事業の利用者の割合		
実 績	平成 23 年 10 月の就労継続支援（A型）事業の利用者数	4 4 人
	平成 23 年 10 月の就労継続支援（B型）事業の利用者数	3 7 1 人
見込みと 目標値	平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数	9 0 人
	平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	5 8 1 人
見込みと 目標値	平成 26 年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数	6 7 1 人
	平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の 就労継続支援（A型+B型）事業利用者数に占める割合	1 3 %

2 事業量見込み

第2期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量を以下のとおり見込みました。

(1) 障害福祉サービス等の事業量見込み

ア 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の実績と伸び率を基に、以下のとおり事業量を見込みました。

■訪問系サービスの事業量見込み（月間）

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	223	248	274	318	328	338
利用時間 (時間／月)	6,494	5,310	5,964	7,012	7,446	7,665

※「時間／月」・・・月間のサービス提供時間

※平成23年度数値は、障害者自立支援給付事業報告平成23年9月分（以下同じ）

※サービス見込み量の単位

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

③ 同行援護（新設）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

イ 日中活動系サービス

県内の事業所については、移行予定調査（平成 23 年 5 月県実施）及び今後の動向調査（平成 23 年 9 月市実施）で把握した数値を基に事業量を算出しました。

なお、県外事業所は、それぞれ個別に確認（平成 22 年 8 月時点）した結果を反映しています。

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	232	307	494	823	833	874
利用日数 (人日／月)	3, 381	4, 337	8, 051	14, 956	15, 222	15, 592

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	2	3	1	1	1	1
利用日数 (人日／月)	28	18	8	8	8	8

■自立訓練（生活訓練）

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	57	71	67	100	100	100
利用日数 (人日／月)	682	658	894	1, 583	1, 583	1, 583

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	18	27	31	42	44	51
利用日数 (人日／月)	325	519	603	852	887	1, 035

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	23	32	43	69	83	90
利用日数 (人日／月)	465	622	927	1, 387	1, 696	1, 850

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	101	167	320	512	559	581
利用日数 (人日／月)	1, 801	3, 129	6, 088	10, 244	11, 137	11, 632

⑥ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	17	17	17	92	92	95

⑦ 短期入所

居家で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	30	25	34	35	35	35
利用日数 (人日／月)	234	175	254	229	229	229

ウ 居住系サービス

県内の事業所については、移行予定調査（平成 23 年 5 月県実施）及び今後の動向調査（平成 23 年 9 月市実施）で把握した数値を基に事業量を算出しました。

なお、県外事業所は、それぞれ個別に確認（平成 22 年 8 月時点）した結果を反映しています。

① 共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

一方、共同生活介護は、介護を要する知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	203	247	293	324	367	420

② 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	30	41	170	536	525	511

エ 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	0	35	38	60	312	1, 101

② 地域移行支援（新設）

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	—	—	—	7	7	7

③ 地域定着支援（新設）

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人／月)	—	—	—	19	22	22

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

本市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

ア 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分			第2期(実績)			第3期(見込み)		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相 談 支 援 事 業	障がい者相談支援事業	(か所)	5	5	5	6	6	6
		(件/年)	4,870	6,325	6,500	6,500	6,500	6,500
	地域自立支援協議会	(か所)	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		(か所)	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業		(か所)	1	1	1	1	1	1
		(件/年)	18	19	20	20	20	20
成年後見制度利用支援事業		申立支援 (件/年)	0	0	0	1	1	1
		利用支援 (件/年)	0	0	0	1	1	1

イ コミュニケーション支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者設置事業	(か所)	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(件/年)	502	508	643	730	828	939

ウ 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	14	16	18	20	22	24
自立生活支援用具	(件/年)	62	49	54	59	65	72
在宅療養等支援用具	(件/年)	26	24	26	29	32	35
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	33	52	57	63	69	76
排泄管理支援用具	(件/年)	4, 301	4, 844	5, 328	5, 861	6, 447	7, 092
住宅改修費	(件/年)	6	6	7	8	9	10

エ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに對して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	(か所)	29	30	31	31	31	31
	(人/月)	40	54	53	45	46	47
	(時間/月)	284	385	415	356	364	372

オ 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター	(か所)	6	5	4	3	1	1
	(人日/月)	1,466	1,446	1,378	1,256	854	854

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

カ 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がい者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴サービスを提供します。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴サービス事業	(人/月)	5	7	9	11	11	11
	(回/月)	36	53	65	83	83	83

キ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援事業	(か所)	15	14	15	15	15	15
	(人/月)	1, 311	1, 363	1, 502	1, 502	1, 502	1, 502

ク 施設入所就職支度金給付事業

就労移行支援事業等を利用し、就職等により、自立する障がい者に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
施設入所支援支度金給付事業	(人/年)	8	9	9	8	8	8

ケ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を促進したり、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催したりすることをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。

また、手話、要約筆記、点訳、朗読等の奉仕員の養成研修事業や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
奉仕員養成研修事業	(講座)	7	7	8	8	8	8
	(人/年)	133	94	130	130	130	130
自動車運転免許取得事業	(件/年)	8	6	4	7	7	7
自動車改造費助成事業	(件/年)	4	11	4	7	7	7

(3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月からの改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されます。

なお、これに伴い、18歳以上の障がい児施設入所者については、障害者自立支援法の障がい者施策により対応することとなります。

県から提供があった平成22年度実績及び今後の動向調査（平成23年9月市実施）で把握した数値を基に事業量を算出しました。

各サービスの内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

ア 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区 分			第2期(実績)			第3期(見込み)		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
児童 発達 支援	障がい児通園施設 からの移行及び新た に児童発達支援セ ンター創設	(人/月)	—	—	—	26	26	26
		(人日/月)	—	—	—	520	520	520
	重症心身障がい児 (者)通園事業から の移行	(人/月)	—	—	—	4	4	4
		(人日/月)	—	—	—	163	163	163
	児童デイサービスⅠ 型からの移行	(人/月)	—	—	32	32	32	32
		(人日/月)	—	—	86	79	79	79
	合 計	(人/月)	—	—	32	62	62	62
		(人日/月)	—	—	86	762	762	762

イ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
保育所等訪問支援	(人/月)	—	—	—	8	8	8
	(人日/月)	—	—	—	8	8	8

ウ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
放課後等デイサービス (児童デイサービスⅡ型 から移行)	(人/月)	—	—	63	58	68	68
	(人日/月)	—	—	513	412	483	483

エ 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障がい児相談支援 (障がい児支援利用計画 の作成)	(人/月)	—	—	—	29	32	65

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「佐世保市地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

佐世保市保健・医療・福祉審議会 障がい者専門部会委員名簿

(平成 24 年 3 月現在 順不同 敬称略)

役 職 名 等	氏 名
佐世保公共職業安定所 職業相談部長	深迫 祐一
佐世保市医師会 副会長	宮原 明夫
佐世保市医師会 理事	萩原 博嗣
佐世保市歯科医師会 理事	畳屋 文人
佐世保市視覚障害者協会 副会長	七條 定義
佐世保市肢体障害者協会 会長	村山 隆之
佐世保市手をつなぐ育成会 理事	本庄 雅之
佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	寺本 賢吉
佐世保商工会議所 中小企業振興部 業務課長	小村 光博
佐世保地域リハビリネットワーク 代表	野見山 拓也
佐世保地区精神障がい者家族会ゆみはり会 会計	増田 瞳
生活支援センター加愛 所長	沢田 郁夫
チーム・フォー・バイ・フォー 理事	西村 多賀子
つくも苑 所長	佃 晃
長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター 障害者支援課長	船戸 弘太郎
長崎県内部障害者協議会佐世保支部 支部長	久保 寿光
長崎県立佐世保特別支援学校 校長	美野田 哲夫
長崎県立ろう学校佐世保分校 教頭	堀之内 穂瑞美
長崎県ろうあ福祉協会佐世保支部 副支部長	加福 純一
長崎国際大学人間社会学部 准教授	高島 恭子
ハートピア青空 サービス管理責任者	藤永 諭
蓮華園 事務長	岡本 憲和

佐世保市障がい者プラン
佐世保市障がい福祉計画

平成 24 年 3 月

発 行 長崎県佐世保市
企画・編集 佐世保市保健福祉部障がい福祉課

〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町 5 番 1 号
TEL (0956) 24-1111 (代)
FAX (0956) 25-2281

ホームページ <http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/>
